

2018(平成30)年度入学者用

教職課程履修の手引

——教育職員免許状・各種資格取得のために——

1998(平成10)年6月改正法・2008(平成20)年11月改正施行規則 準拠



青山学院大学教職課程指導室

青山学院大学における教員養成の理念

〔基本理念〕

青山学院の教育理念を基盤に、将来教育職に従事した際、一人一人に与えられる現実の状況・環境に即して、教育専門職としての役割を果たすことのできる教員を養成する。

〔趣旨〕

青山学院大学はメソジスト派のキリスト教信仰に機軸をおく学風の中で、「地の塩、世の光」として真に社会に貢献できる人物の育成を常に探求しており、教員養成については、1891（明治24）年に始まる中等学校英語教員養成での高い実績に加え、戦後は開放制教員養成制度の下で幼稚園・小学校ならびに中学校・高等学校の外国語（英語・フランス語）・国語・社会・地理歴史・公民・数学・理科・情報・工業・商業・宗教の各教科を担当する教員を養成してきた。そのうち多くの卒業生が、それぞれに与えられた教育現場で活躍し、柔軟で温かみのある人柄と真理を追究してやまない知性を基盤に、独自の教師像を探求し続ける伝統を重ねて、今日に至っている。

本学における教員養成においては、このような伝統と実績を培ってきた土壌を、学習・教育の過程の再構築がますます要請される状況に活かし、教員としての可能性を備えた多くの在学する学生が、将来教育職に従事する際に必ず想定される現実の状況・環境・課題に即応して、教育専門職としてその役割を果たすことができるよう育成するものである。

青山学院スクール・モットー

地の塩、世の光

The Salt of the Earth, The Light of the World

（マタイによる福音書 第5章13～16節より）

は　じ　め　に

青山学院大学は、1874年創立の青山学院を母体とし、1949（昭和24）年に新制大学として開設されました。以降、伝統を大切にしながら、時代をリードする総合大学としてあるべき姿を求めて、常に変革しています。スクール・モットーである「地の塩、世の光」は新約聖書の言葉で、「社会に貢献し、人々を照らし導く」という意思を示しており、現実の社会や文化の状況に照らして真に有為な、地の塩としての人物の育成を目指してきました。

本学の教員養成は、1891（明治24）年に「英語師範科」が設置され、中等学校英語教員養成が開始されました。1949年の大学開設の翌年には文学部教育学科が設置され、小学校教諭、幼稚園教諭の教員養成が行われてきました。現在、学部学科により取得できる免許状に違いはあるものの、教職課程を履修し、教員免許状を取得し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭として活躍する卒業生は、申告された数だけでも7,000人を超えています。また、本学では、司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員の資格の取得も可能であり、それらの資格を活かして社会に貢献している卒業生も多数います。

この「教職課程履修の手引」には、教育職員免許法に基づく教員免許状取得についての基本的な考えや必要なことがらが学部学科ごとに記載されています。また、学校図書館法・図書館法・社会教育法・博物館法に基づく各種資格の取得に関することが、詳しく説明されています。しっかり目を通し、本学の教職課程や資格課程に込められた意味を考え、具体的な仕組みやカリキュラムを十分に理解して下さい。そのことによって与えられた学びをするのではなく、本学教員養成課程、資格課程の履修者として意欲的、計画的に履修を進めてください。

青山学院大学の教職課程指導室と教職課程課は歴史と意欲に培われた理念と学習環境のもとで、教職志願者と資格取得希望者の社会貢献意欲の実現を支援できることを誇りに思います。

2018年 4 月

教職課程主任　樋田　大　二　郎

目 次

はじめに	4
教職課程の履修に関係する各年次の主要行事	4
I 本学における教員養成の理念と教員養成制度	9
1. 本学の教員養成理念とその実現	9
2. 教員養成制度の概要	10
3. 教職課程の概要	10
4. 教職課程履修者への要望	12
II 教職課程の履修	15
1. 教職課程履修上の諸注意	15
2. 教職課程の登録申請と関係諸費用	16
3. 『教職課程履修カルテ』の記入	16
4. 「介護等の体験」	16
III 本学で取得可能な教員免許状と必要単位	21
1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位	21
(1) 教員養成課程の認定を得ている免許状の種類(学部・学科別)	21
(2) 各免許状の取得に必要な単位数(学部・学科別)	22
2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために	23
幼稚園	24
小学校	27
3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために(各学部・学科別)	30
《教育人間科学部 教育学科》	国 語 [中学校・高等学校] 31
	社 会 [中学校] 34
	地理歴史 [高等学校] 38
	公 民 [高等学校] 41
	英 語 [中学校・高等学校] 44
《文学部 英米文学科》	英 語 [中学校・高等学校] 47
《文学部 フランス文学科》	フランス語 [中学校・高等学校] 51
《文学部 日本文学科》	国 語 [中学校・高等学校] 54
《文学部 史学科》	社 会 [中学校] 57
	地理歴史 [高等学校] 60
《理工学部 物理・数理学科》	理 科 [中学校・高等学校] 63
	数 学 [中学校・高等学校] 67
《理工学部 化学・生命科学科》	理 科 [中学校・高等学校] 71
《理工学部 電気電子工学科》	工 業 [高等学校] 75
《理工学部 機械創造工学科》	工 業 [高等学校] 79
《理工学部 情報テクノロジー学科》	情 報 [高等学校] 83
《社会情報学部 社会情報学科》	数 学 [中学校・高等学校] 87
	情 報 [高等学校] 91
IV 教育実習(幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習)	97
1. 履修条件	97
2. 教育実習 I の概要と履修登録	97

3. 教育実習Ⅱの概要と履修登録	97
V 教職実践演習	101
1. 履修条件	101
2. 教職実践演習の概要と履修登録	101
3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法	101
VI 教育職員免許状の授与申請	105
1. 授与申請手続について	105
2. 教育職員免許状授与証明書の交付	105
3. 教育職員免許状の再交付	105
VII 資格課程の履修	109
1. 資格課程履修上の諸注意	109
2. 資格課程の登録申請と関係諸費用	109
VIII 本学で取得可能な資格と必要単位	113
1. 司書教諭	114
2. 司書	115
3. 社会教育主事	117
4. 学芸員	119
IX 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君にあらためて期待すること	125
教員免許状の一例	126
全国都道府県教育委員会問い合わせ一覧	128
都道府県私学協会一覧	130
学校法人青山学院の園児・児童・生徒・学生、保護者・保証人の方々にかかわる個人情報の取扱い	133

・本書は卒業時まで使います。(再交付はしません。)
 ・免許法やカリキュラムの改正等があった場合には、毎年年度初頭の教職課程オリエンテーションおよび説明会の際、訂正を配付し本書を使って説明を行います。各自訂正して、履修に支障をきたさないよう注意してください。
 ※理工学部、社会情報学部および地球社会共生学部については、問合せ先が相模原事務部学務課教職課程担当となっていますので、本書で「教職課程課」と記載されている箇所については、読み替えてください。

教職課程の履修に関する各年次の主要行事

	1 年	2 年
3月末～ 4月	・教職課程オリエンテーション ・各種資格オリエンテーション ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請（毎年申請） ・『教職課程履修カルテ』配付	・教職課程オリエンテーション ・司書教諭、司書、社会教育主事オリエンテーション ・学芸員オリエンテーション ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請（毎年申請）
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		・介護等体験登録説明会 ・介護等体験登録 ・学芸員「博物館実習Ⅰ」「ミュージアム実習Ⅰ」予備登録
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

ここには、教職課程の履修者が、各年次に出席・確認・処理等をすべき事項を掲げた。説明会、手続等の詳細に関する連絡は、教職課程掲示板または学生ポータルで行うので、各自の責任において確認すること。

	3 年	4 年
3 月末～ 4 月	・教育実習・教職実践演習説明会 ・実習校との交渉、内諾 ・「幼児教育実習Ⅰ」 ・「初等教育実習Ⅰ」 ・「中等教育実習Ⅰ」 - 履修登録 ・介護等体験オリエンテーション (年度初頭～6 月にかけて数回実施) ※欠席の場合は体験辞退とみなす ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請)	・教育実習・教職実践演習説明会 ・教育実習オリエンテーション (実習事前オリエンテーション) ・「幼児教育実習Ⅱ」「教職実践演習(幼)」 ・「初等教育実習Ⅱ」「教職実践演習(小)」 ・「中等教育実習ⅡA・ⅡB」「教職実践演習(中・高)」 - 履修登録確認(事前登録) ・教育実習関係書類提出(個人校実習) ・教育職員免許状、各種資格取得希望申請 (毎年申請) ・実習前指導(前期実習者) ・公立学校教員採用大学推薦説明会 ・私立学校教員採用説明会 ・図書館情報学実習オリエンテーション
5 月	・介護等体験(5 月～3 月に行う)	・教育実習(5 月～11 月に行う) ・教員採用試験対策講座
6 月		・事後指導(前期実習者) ・実習前指導(後期実習者・青山キャンパス) ・教員採用試験二次試験対策講座 ・公立学校教員採用試験(一次)
7 月	・小学校 1 日体験実習オリエンテーション	
8 月		・教員採用試験二次試験対策講座 ・公立学校教員採用試験(二次)
9 月	・「幼児教育実習Ⅰ」 ・「初等教育実習Ⅰ」 ・「中等教育実習Ⅰ」 - 可否確認 ・「幼児教育実習Ⅱ」「教職実践演習(幼)」 ・「初等教育実習Ⅱ」「教職実践演習(小)」 ・「中等教育実習ⅡA・ⅡB」「教職実践演習(中・高)」 - 予備登録説明会、予備登録(教職課程課) ・小学校 1 日体験実習 ・教員採用試験対策講座(青山キャンパス)	・「教職実践演習」履修 ・実習前指導(後期実習者・相模原キャンパス)
10 月	・実習依頼状等の交付(個人校実習) ・実習依頼状等を実習校へ持参(個人校実習)	・教育職員免許状大学一括申請手続
11 月	・教員採用試験対策講座(青山キャンパス)	・事後指導(後期実習者)
12 月	・実習校決定第一次発表(指定校実習)	
1 月	・教員採用試験対策講座(相模原キャンパス) ・教育実習関係書類提出(個人校実習者・指定校実習第一次発表者)	
2 月	・実習校決定第二次発表(指定校実習) ・教育実習関係書類提出(指定校実習第二次発表者)	
3 月	・「理科実験」実習講座(相模原キャンパス)	・「理科実験」実習講座(相模原キャンパス) ・司書教諭授与申請手続 ・教育職員免許状、各種資格取得判定発表 ・教育職員免許状授与

ここには、教職課程の履修者が、各年次に出席・確認・処理等をすべき事項を掲げた。
説明会、手続等の詳細に関する連絡は、教職課程掲示板または学生ポータルで行うので、各自の責任において確認すること。

I 本学における教員養成の理念と教員養成制度

1. 本学の教員養成理念とその実現	9
2. 教員養成制度の概要 —— 教育職員免許法および同法施行規則 ——	10
3. 教職課程の概要.....	10
4. 教職課程履修者への要望.....	12

I 本学における教員養成の理念と教員養成制度

1. 本学の教員養成理念とその実現——文明史的に新たな現実の状況を踏まえて——

青山学院は創設以来、プロテスタント系メソジスト派のキリスト教信仰を基軸とする学風のなかで、現実の社会や文化の状況に照らして真に有為な、地の塩としての人物の育成を常に目指してきた。そして教員養成については、1891（明治24）年にはじまる英語教員の養成以来、与えられた現実の状況に即して、教員としての職務を、個人として信念をもって果たすことのできる人材を輩出し、自他ともに認める優れた実績を残してきた。

この伝統は、現在の「青山学院大学における教員養成の理念」（表紙裏に掲載）に継承されているように、第二次大戦後に開設した青山学院大学においても守られ、教員養成の成果は新たな社会的文化的状況においても着実に重ねられて今日に至った。しかし、1990年代以降に急速に顕在化してきた地球規模の環境の変化は文明史的に新たな現実世界を創出しつつあり、そこを生活環境として生きていくこれからの人間存在には、これまでとは本質と構造を異にする文化的社会的な学習課題への対応が求められている。日本では、1980年代中葉の臨時教育審議会による改革課題の整理と改革の方向性の確認をもって教育改革に着手したが、その後の施策は対症療法的試行的なものにとどまり、ようやく2006（平成18）年12月に「教育基本法」の全文改正を見て、幼児期の教育、家庭教育、教員における養成と研修などの重要性が確認され、遅きに失した感は否めないにせよ、これを機に本格的な改革段階に入ったのである。

教員の職務との関係で記せば、2009（平成21）年4月以降に幼稚園から順次実施される改訂『学習指導要領』（幼稚園は『幼稚園教育要領』）は、ゆとり教育の是正、拡張的な教材の是認、「生きる力」の重要性の再確認、また小学校高学年における「外国語活動」の新設などを内容に含むものとなったが、これらの施策の成果は、各学校における教育活動の具体的な進展に、従って教員の教育実践に、多くを委ねるものとなった。

他方、日本の学校はこの10数年間に、指導力不足教員、児童生徒の学力低下・学習（環境）不適応・安全確保、保護者の理不尽な要求、管理的事務的な作業の増大、教員の世代交代・（小学校で顕著な）新任者の増加、等々、教育と管理運営に関わる諸問題への対応を余儀なくされる状況に置かれることになり、教員の職務は、実際、明らかに過去にない内容を含みかつ過大なものになっていると言わざるを得ない。

このような状況において、2008（平成20）年11月の教育職員免許法施行規則の一部改正によって、「教職実践演習」（4年次後期に配置・必修・2単位）が新設された。その具体的な内容については後述するが、この科目とこれとほとんど同時に発足した「教員免許更新制」の設置目的は、正に現在の学校教育の現場が必要とする、上記のような課題に積極的に取り組み、この時代に必要な教員としての役割を真に果たすことのできる教員を養成し確保することなのである。

本学では、同演習を配置した新たな教員養成課程を2010年度から実施したが、そこでは①すべての教職志望者本人に対して、自己教育力、即ち指導力の向上と研修のための不断の自己努力ならびに適切な自己評価・自己管理能力の獲得が求められる一方、②教員養成を行う各大学には、そこで教員資格を得た者が確かに教職に就く意志を持ち、かつ教員として必要な資質・能力等を確保した者であることの保証が求められることになったのである。

このように、教育も教員養成も明らかに新たな、課題の多い困難な局面を迎えているが、幸い、冒頭に記した本学の教員養成の実績は、諸先輩たる卒業生ならびに教職員一人一人の尽力によって築かれてきたことを、あらためて確認しておきたい。それは紛れもなく、本学入学者に具わった優れた資質を基に、絶えず学生と教職員が高い理念・目標ならびに使命感を共に懷き、その実現に向けて真摯に学び、探究する姿勢によって支えられてきたのであり、この新たな局面への対応も、本学の伝統的としての人間性追求の応用に過ぎないといえよう。

本学の教員養成・人材育成体制の特色は、まさに学生や教職員の主体的な人間性、「青山学院教育方針」にある愛と奉仕の精神性を心に秘めて、与えられた他者・現実世界に開かれ、そこに個人として実践的に関わることのできる人間性を追求するという重厚な伝統が維持されてきたことにあるのである。

2. 教員養成制度の概要——教育職員免許法および同法施行規則——

わが国においては、学校教育法第一条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下、「学校」と総称する）の教育職員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、および講師——以下、「教員」と総称する）になるには、法律によって定められた教員免許状を持っていなければならないとされている。この法律が「教育職員免許法」（昭和24年法律第147号。以下、「免許法」と略称する）で、教員養成制度全体の骨格を規定し、その下位規則である「教育職員免許法施行規則」（昭和29年文部省令第26号。以下、「施行規則」と略称する）において、免許状の取得に必要な履修科目区分・修得単位数等が規定されている。

以下では、教職課程履修者が最低限理解しておくべき主要な事項を記すにとどめる（詳しくは教育小六法などで関係法規を参照のこと）。

教員免許状は、①基礎資格（修士・学士等の学位取得等）を満たし、②免許法等が定める基準にもとづいて各教員養成機関（大学等）が文部科学省の認可を得て開設する教職課程を履修し、必要な単位（科目の種類と単位数）を修得したうえで③都道府県の教育委員会にその授与を申請して、はじめて取得できる。

教員免許状は普通免許状、特別免許状、および臨時免許状に分けられるが、ここでは普通免許状についてのみ説明する。免許状は、幼、小、中、高、特別支援の各学校の教諭および養護教諭ごとに、さらに中、高については各教科ごとに交付される。またそれぞれが基礎資格（大学院の修士課程もしくは博士前期課程修了・大学の学部卒業・短期大学の学科卒業など）に応じて、専修免許状・1種免許状・2種免許状の3種類に区分される。したがって免許状は、実際には、「小学校教諭1種免許状」「中学校教諭1種免許状：外国語（英語）」などのように交付されることになる。

免許法には個々の免許状を取得するために必要な要件として、大学等の教員養成機関で修得することが必要な科目の最低総単位数が規定され、免許法施行規則において、それらの科目の内容上の区分、各区分ごとの最低単位数ほかの細目が規定されている。各大学の教職課程は、これらの規定を基準に、それぞれが全体としてひとつの系統性をもった課程として整えられ、文部科学省の認定を経て開設されているが、カリキュラム編成・運営方法には大学ごとの方針や事情の違いによって、大学間で微妙な差異がある。

教員免許状はすべての都道府県で効力を持ち、原則的には、欠格事項に該当しない限りは現在のところ終生有効であるが、2009年度からは、教員免許更新制が実施されたのに伴い、定期的に講習を受けるなどの手続きを経て更新する方向に転じた。

免許状を交付する事務は各都道府県教育委員会の権限で行われる。免許状申請は、大学で取りまとめて申請する方法と、個人的に教育委員会に申請する方法がある。免許状の授与申請については、Ⅵ（教育職員免許状の授与申請）を参照のこと。

3. 教職課程の概要

教員免許法には免許状の授与に関して、(A)「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目を修得のうえ所定の基礎資格を有すること、および免許状の種類に応じて、(B)教科に関する科目、(C)教職に関する科目、(D)教科又は教職に関する科目などの科目区分ごとに所定の科目の単位を修得すること、を規定している。

ここでは本学に関係ある幼・小・中・高に関する規定について、本書のⅢ以下の説明を的確に理解するうえで必要な最小限の部分を抜粋する。

別表第一（第五条関係）

（教育職員免許法より抜粋）

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄			
所 要 資 格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
備考						
1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。						
4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。						
5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。						
イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの						
ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの						

この表から理解できるように、免許状は、第一・第二欄で各校種別に専修・1種・2種の3種類に基礎資格に応じて分けられる。そして第三欄で、それぞれを取得するのに必要な「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数が示されている。そしてこの第三欄の科目については、備考5にあるように、大きい原則として各大学が文部科学省の認定を得て設置する「その免許状を授与するための所要資格を得させるために適当な課程」の範囲内の科目であり、単位でなければならないということである。

次に、備考1にある「単位の修得方法」については、教員免許法施行規則に「教科に関する科目」（第二～五条）および「教職に関する科目」（第六条）について規定されている。ここでは詳しい説明は省くが、それぞれ修得すべき内容とその最低修得単位数が示されている。

「教科に関する科目」とは、その教科を指導するうえで必要な専門知識・教養の修得に関係して規定したもので、その内容を構成する複数の領域・群のすべてにわたって、一定の科目・単位数を修得すべきこと

が規定されている。

これに対して「教職に関する科目」は、教科指導・生徒指導・特別活動・道德教育・その他の教育実践に関係して、教職に従事する者が理解あるいは体得しておくべき教員の職務、教育の理念的・社会的・心理学的課題、教育方法、教材研究の進め方、教育相談、教育実習、および教職課程履修の総括となる科目について規定するものである。そしてこれらの内容を修得するのに必要な科目区分と修得すべき最低修得単位数が示されている。

なお、これらの科目は、幼稚園と小学校は「初等教育」として、また中学校と高等学校は「中等教育」としてそれぞれの枠内で通用するものが多い。ただし、勝手に通用するものと思ひ込むと免許状の授与資格に欠損が生じるおそれがあるので、細かい注意が必要である。

なお、免許法等の規定として義務づけられた単位数はあくまで最低基準の単位数であり、各大学が修得を義務づける単位数は通常これらより多い。(本学が義務付ける単位よりも少ない単位で免許状が取得できる場合もある。詳細は教職課程課に確認すること。) 将来教員として児童・生徒を縦横に指導するためには、知識や教養のより深く幅広い獲得が必要なことはいうまでもなく、教職課程を履修する諸君は、日頃から最低基準を満たすことで満足してはならない。

4. 教職課程履修者への要望

現代の難しい時代状況にあっても、本学に入学し教職を真剣に目指そうとしている学生諸君には、このような伝統を継承してくれる資質が備わっていることを信ずるものであるが、上記のような課題に対応するために、教職の専門性の要請が急速に高まっているのも事実である。教職志望者が時代の要請に応えるために到達しなければならない資質・能力の水準は、以前より間違いなく高くなっており、教職実践演習での総合的な点検・評価を通して、**教員免許状の取得の可否を査定する意味は大きい**。本学でこれから教職課程を履修しようとしている諸君には是非、このことと先に記した本学の教員養成の理念とを銘記して、履修するか否かを判断し、履修すると決めたら、その志を主体的に守って人事を尽くして欲しい。

なお、教員に求められる指導性の高さ、教職としての専門性は小学校から幼稚園へと年齢が下がるにしたがってむしろ高いのであって、幼・小の教職希望者はこのことを十分自覚して、自分自身の教員としての適性・資質・能力、教職に就く意欲を客観的に問い、それらが低かったり曖昧である場合には、教職をめざすことについて控えることを要望したい。

Ⅱ 教職課程の履修

1. 教職課程履修上の諸注意	15
2. 教職課程の登録申請と関係諸費用	16
3. 『教職課程履修カルテ』の記入	16
4. 「介護等の体験」	16

1. 教職課程履修上の諸注意

本学の教職課程の運営についての考えかたは、伝統として守られてきた人材育成に対する高い使命感から、与えられた現実の状況に対して、より基本的原則的なものの意味を再確認する方向性を常に備えている。従って、教職を目指す学生が人間形成に関わる専門職として育成されるよう、一人一人に、自立した個人としての自己管理、自己責任を求める体制を強めていることを記しておきたい。

教職課程の履修は、学生が本学で大学での学修を開始し、一つの学科を標準修業年限（4年間）で単線的に卒業する場合と、そうでない場合（例：他校での修学歴、編入歴などをもつ場合）とでは大きい違いがあり、後者に属する者は注意が必要である。本書の説明は前者を対象にしたものであるが、このことを前提として、教職課程の履修を考えている学生は入学後最初の教職課程オリエンテーション後、早急に本書全体を丁寧に読み、自力で自分に何が求められているかを判断し、必要な自己診断（上述の諸点の点検・評価）と卒業後に教職につく意思の有無の確認を誠実にを行い、肯定的な結果が得られたら、本書・授業要覧・時間割などの資料を駆使して、大学卒業に必要な教育課程と自分が修得する教員養成課程の両方について、適切な履修計画を立てるべきである。

下記は本学において教職課程を履修するうえでの注意事項である。

- (1) 教職課程の履修は、自学科で課程認定を有している免許校種・教科において、将来教職に就くことが前提であり、例えば免許状の取得のみを目的とする履修をしてはならない（免許状の取得のみを目的とする場合、教育実習の受け入れが拒否されるのは当然として、実習開始後に実習校が実習中止処分をして深刻なトラブルとなり、大学・実習校に大きい不利益を与えることがある）。履修者は教員としての適性が常に試されていることを自覚し、受講態度、事務手続き、評価物の作成等も教員の立場から考える訓練をするとよい。
- (2) 大学は、免許状が標準修業年限（4年間）で取得できることを保証しない。大学は基本的に各学部学科の教育・研究活動の展開に即したカリキュラム編成に主導権があり、教職課程の履修は、時間割上、教職関係の科目と各学部学科の専門科目とが重なることなどで、例えば4年間では、1種類の免許状取得でさえ卒業と両立しない事態が起こりうることを認識しておくこと。複数の免許状の取得を希望したり、履修上のミスで必要単位を不合格にした場合、当然トラブルの発生や拡大は起きやすく、これらは自己責任を免れない。
- (3) 教育実習や介護等体験に臨む態度に問題があり、学校や施設、指導教員等との間でトラブルを起こして本学に不利益を与えたり名誉を傷つけた場合、学則に則り処分することがある。
- (4) 「教職に関する科目」については、教員養成上の学習効果と教育実習に臨んで必要な指導力や心構えの問題を考慮し、一部の科目について3段階の「履修順序」を設定している（これは教職課程の履修が最低3ヵ年を要することを意味する）。履修順序については本書ならびに授業要覧の該当欄で確認すること。
- (5) 中学・高校の教職課程必修科目「教育原理A」・「教育心理」・「教育原理B」は2年次までに修得することがのぞましい。
- (6) 外国留学による認定単位は、教員免許状取得に係る単位としては証明されないので注意すること。
- (7) 本書によって4年間の各時期にどのような行事があるか確認し、各時期に教職課程課の掲示・学生ポータルに注意するとともに、毎年度、年度初頭の教職課程関連のオリエンテーション・説明会に出席して、対応が必要な事項を確認し、指示に従って行動すること。なお教職課程の関係では、締切への遅延、連絡の不適切、親・友人等の代行者を立てての言い訳・不服申し立てなどをはじめ、教員としての職務に従事するうえで必要な資質・能力に関して問題となる行動・言動・態度については、当然本人の責任が問われることになる。
- (8) 「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」は2科目4単位を修得しな

ければ教員免許状取得に必要な単位として証明することが出来ない。

2. 教職課程の登録申請と関係諸費用

教職課程の履修を希望する者は、前期履修登録期間内に Web の履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。なお前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、教職課程の履修を継続する意思がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。また、申請内容の変更・取消等を希望する場合も、同じ要領で手続きができる。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消は出来ない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課（相模原キャンパスは学務課教職課程担当）窓口にて相談すること。

教職課程を履修する者は、授業料等とは別に下記の教職課程関係費用を納付しなければならない。

- (1) **教職課程料**…教育職員免許状取得の希望を申請する者は、申請した年度ごとに後期学費納付時に教職課程料を納付すること。たとえ教職課程科目の履修登録をしなくても、教育職員免許状取得希望を申請することによって教職課程料が後期学費に加算されるので、各自の責任において免許教科を確認し、熟考の上申請すること。（一旦納付された教職課程料は、いかなる理由があっても返還しない。）なお、4 年次で教育職員免許状取得見込証明書の発行を希望する者や、大学一括申請による教育職員免許状取得を希望する者は、教職課程の登録申請が必要となる。

金額 7,000円

- (2) **教育実習費**…教育実習を行う学校（園）から指示がある場合、同実習校（園）からの指示に従い教育実習費を納めること。なお詳細は 4 年次の教育実習・教職実践演習説明会で説明する。
幼稚園については、実習Ⅱ担当者の指示に従うこと。

- (3) **介護等体験費用**…小学校および中学校の教員免許状取得を希望する者は、介護等体験の受け入れ先である社会福祉施設に納付する費用等を、介護等体験登録時に徴収する。

金額 12,000円（2017年度参考）

3. 『教職課程履修カルテ』の記入

4 年次後期配置の必修科目「教職実践演習」（詳細は本書Ⅴを参照）を受講するための用意として、1 年次の教職課程オリエンテーションで配付する『教職課程履修カルテ』の記入を 1 年次から周到に行わなくてはならない。記入については、各履修者の義務として次の各項に注意すること。

- (1) 記入に当たっては、前提として「教職実践演習」の目的と内容を本書Ⅴを参考にして良く理解し、実際の演習において『教職課程履修カルテ』が活用され、演習の趣旨が積極的に生かされるよう、最善の努力を積み重ねること。
- (2) 『教職課程履修カルテ』は再発行しないので、免許状を取得するまでは、決して紛失しないことは当然として、破損・汚損等のないよう自己管理を徹底すること。
- (3) 『教職課程履修カルテ』の具体的な記入方法・取扱方法については、同冊子に掲載されている説明のほか、各人が受講する「教職実践演習」の担当者の指示に従うこと。

4. 「介護等の体験」〔小学校と中学校の教員免許状取得希望者〕

1998年度以降の新入生ならびに科目等履修生で小学校または中学校の教員免許状の取得を希望する者には、最低 7 日間（特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間）の「介護等の体験」が義務づけられており、教員免許状申請時に当該体験に関する証明書を添付しないと、教員免許状は取得できない。

介護等体験は、原則として 2 年次 10 月（予定）に実施される「介護等体験登録」を済ませ、3 年次に実施される「介護等体験オリエンテーション」に出席した者のみが行うことができる。なお、オリエンター

ションは複数回の実施が予定されており、全ての回に参加を義務付けている。実施学校および施設・期間等が決定し、体験が許可された者は配付物、掲示等に十分注意して、指示どおりに対応して行動すること。なお、介護等体験に係る費用を介護等体験登録時に徴収する。

体験者には社会福祉施設等が期待することに積極的に対応することが求められる。しかし体験に臨む学生の中に、指定された体験期間等を自己都合で変更したり、無断欠席、遅刻、早退、怠惰、執務中の携帯電話使用等で迷惑を与えるなど、受け入れ先の社会福祉施設、特別支援学校などとの間でトラブルを起こし、大学として不名誉な事態が生じている。介護等体験については、諸種の指示への対応が悪い学生には体験の辞退を求めることがあり、また、学生が正当な理由なく辞退した場合、期間変更等を施設と交渉して破談となった場合等においては、原則として次年度以降の再登録は認めない。

なお、進路変更などで4年次の実施を希望する学生が増えているが、教育実習との期間調整は現実には極めて難しい。この場合、当該年度内には体験が実施できないことがあるので注意すること。

介護等体験に際して、社会福祉施設および特別支援学校等から「個人調書」および「健康診断書」等の提出が義務付けられることがある。提出を怠ると介護等体験ができない場合があるので注意すること。

なお、法令上で「介護等の体験」が免除される場合が規定されているので、下記のいずれかに該当する場合には、2年次10月（予定）に実施される「介護等体験登録」時に、当該証明書を持参の上、申し出る

こと。

〔次の免許を受けている者〕

保健師 助産師 看護師 准看護師 特別支援学校の教員 理学療法士 作業療法士 義肢装具士

〔次の資格を有する者〕

社会福祉士 介護福祉士

〔身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者〕

Ⅲ 本学で取得可能な教員免許状と必要単位

1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位……………21
2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために……………23
3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために
（各学部・学科別）……………30

1. 取得可能な免許状の種類と取得に必要な単位

(1) 教員養成課程の認定を得ている免許状の種類（学部・学科別）

本学が認定を得ている教員養成課程は次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類
文 学 部	英 米 文 学 科	中学校教諭1種免許状（英語） 高等学校教諭1種免許状（英語）
	フ ラ ン ス 文 学 科	中学校教諭1種免許状（フランス語） 高等学校教諭1種免許状（フランス語）
	日 本 文 学 科	中学校教諭1種免許状（国語） 高等学校教諭1種免許状（国語）
	史 学 科	中学校教諭1種免許状（社会） 高等学校教諭1種免許状（地理歴史）
教育人間科学部	教 育 学 科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状（国語・社会・英語） 高等学校教諭1種免許状（国語・地理歴史・公民・英語）
理 工 学 部	物 理 ・ 数 理 学 科	中学校教諭1種免許状（理科・数学） 高等学校教諭1種免許状（理科・数学）
	化 学 ・ 生 命 科 学 科	中学校教諭1種免許状（理科） 高等学校教諭1種免許状（理科）
	電 気 電 子 工 学 科	高等学校教諭1種免許状（工業）
	機 械 創 造 工 学 科	高等学校教諭1種免許状（工業）
	情報テクノロジー学科	高等学校教諭1種免許状（情報）
社 会 情 報 学 部	社 会 情 報 学 科	中学校教諭1種免許状（数学） 高等学校教諭1種免許状（数学・情報）

(2) 各免許状の取得に必要な単位数(学部・学科別)

各免許状を取得するのに必要な単位数は、本学の場合、次のとおりである。

なお、下表の単位とは別に「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目の単位を修得しなければならない。

各学部学科ごとに取得可能な免許状の種類・本学における免許状取得に必要な最低単位数

学 部	学 科	免許教科	免許状の種類	免許状取得に必要な最低単位数			合計
				教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
文 学 部	英米文学科	英 語	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	28	33	0	61
	フ ラ ン ス 文 学 科	フランス語	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	32	33	0	65
	日本文学科	国 語	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	28	33	0	61
	史 学 科	社 会	中 学 校教諭 1種免許状	22	37	0	59
		地理歴史	高等学校教諭 1種免許状	30	29	0	59
教育人間 科 学 部	教 育 学 科		幼 稚 園教諭 1種免許状	12	39	0	51
			小 学 校教諭 1種免許状	18	45	0	63
		国 語	中 学 校教諭 1種免許状	24	35	0	59
			高等学校教諭 1種免許状	28	31	0	59
		社 会	中 学 校教諭 1種免許状	24	35	0	59
		地理歴史	高等学校教諭 1種免許状	32	27	0	59
		公 民	高等学校教諭 1種免許状	32	27	0	59
		英 語	中 学 校教諭 1種免許状	24	35	0	59
			高等学校教諭 1種免許状	28	31	0	59
理工学部	物理・数理 学 科	理 科	中 学 校教諭 1種免許状	32	37	0	69
			高等学校教諭 1種免許状	32	33	0	65
		数 学	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	28	33	0	61
	化学・生命 科 学 科	理 科	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	28	33	0	61
	電 気 電 子 工 学 科	工 業	高等学校教諭 1種免許状	34	29	0	63
	機 械 創 造 工 学 科	工 業	高等学校教諭 1種免許状	32	29	0	61
社会情報 学 部	社 会 情 報 学 科	情 報	高等学校教諭 1種免許状	32	29	0	61
			高等学校教諭 1種免許状	32	29	0	61
		数 学	中 学 校教諭 1種免許状	28	37	0	65
			高等学校教諭 1種免許状	28	33	0	61
社会情報 学 部	社 会 情 報 学 科	情 報	高等学校教諭 1種免許状	30	29	0	59

2. 幼稚園・小学校教諭の免許状取得のために

次ページ以下は、幼稚園および小学校教諭免許状取得に必要な単位、科目の履修について説明する。

A「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目、B「教科に関する科目」、C「教職に関する科目」については、それぞれの免許にそった表の中から最低必要単位数が充足するよう履修登録を行うこと。

教職課程の履修に関する連絡は、毎年度学年初頭の教育実習・教職実践演習説明会、教職課程オリエンテーションおよび掲示によって行うので、必ず自分で出席、確認等を行うこと。

《教育人間科学部 教育学科》

幼 稚 園

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
国 語	初 等 国 語 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
算 数	算 数 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	算 数 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
生 活	生 活 科 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
音 楽	音 楽 概 説（理 論）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	音 楽 概 説（器楽A）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	音 楽 概 説（器楽B）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	音 楽 概 説（声 楽）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
図 画 工 作	図 画 工 作 概 説（美術）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
	図 画 工 作 概 説（造形）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	図 画 工 作 概 説（理論）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
体 育	体 育 概 説（理論）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	体 育 概 説（運動）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
「教科に関する科目」合計					12

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教 職 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
			幼 児 教 育 原 理 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
			幼 児 教 育 原 理 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法	保育内容教育法(健康)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	12
			保育内容教育法(人間関係)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			保育内容教育法(環境)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			保育内容教育法(ことば)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			保育内容教育法(表現A)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			保育内容教育法(表現B)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論(初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
			④保育内容総論A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2 (④より1科目以上選択必修)
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	④保育内容総論B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			④保育方法研究A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
			④保育方法研究B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
			教育方法論(初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	臨床保育学A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	4
			臨床保育学B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教 育 相 談 (初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
第六欄	教育実習		☆幼児教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5
			★幼児教育実習Ⅱ	教職課程科目	4	4	
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(幼)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 する 科 目」合 計							39

・④は1科目以上選択必修。

- ・幼稚園教諭および小学校教諭の両方の免許状を同時取得する者は、小学校教諭免許状取得のための各教科の初等教科教育法 9 科目 18 単位を全て修得した場合に限り、2 科目 4 単位までは小学校の同系統の初等教科教育法を保育内容教育法にあてることができる。同系統科目は次の通りである。

(国 語 科 → こ と ば 生 活 科 → 人 間 関 係 算 数 科 又 は 生 活 科 → 環 境)
 (音 楽 科 → 表 現 A 図 画 工 作 科 → 表 現 B 体 育 科 → 健 康)

社会科、理科、家庭科については振替ができない。

【注】☆は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅰ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」は、いずれか一方しか履修できない。

★は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度 9 月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習園での「本実習」と、大学で実施する「実習前指導」および「事後指導」を含む。

※は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習(小)」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習(幼)」「教職実践演習(小)」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は p.98 の 3(9)を参照すること。

○履修順序適用科目

第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階
			第 1 段階に合格した場合のみ履修できる	第 2 段階に合格した場合のみ履修できる
(1 年次配置科目)	(2 年次配置科目)	(3 年次配置科目)		(4 年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	保育内容教育法を 3 教科以上	幼児教育実習Ⅰ	幼児教育実習Ⅱ 教職実践演習(幼)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なるが、本学では B・C のそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位数をそれに充当するものとして取り扱う。

《教育人間科学部 教育学科》

小 学 校

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情報機器の操作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
国 語 (書写を含む。)	初 等 国 語 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
社 会	社 会 科 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
算 数	算 数 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	算 数 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
理 科	理 科 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	理 科 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
生 活	生 活 科 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
音 楽	音 楽 概 説 (理 論)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	音 楽 概 説 (器楽A)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	音 楽 概 説 (器楽B)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	音 楽 概 説 (声 楽)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
図 画 工 作	図 画 工 作 概 説 (美術)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
	図 画 工 作 概 説 (造形)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	図 画 工 作 概 説 (理論)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
家 庭	家 庭 科 概 説 (被服)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
	家 庭 科 概 説 (食物)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
体 育	体 育 概 説 (理論)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
	体 育 概 説 (運動)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
「教科に関する科目」合計					18

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低 必要 単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 勤務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種 の機会の提供等					
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
			初 等 教 育 原 理 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
			初 等 教 育 原 理 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教 育 課 程 論 (初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	18
		各教科の指導法	初等教科教育法(国語科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(社会科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(算数科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(理 科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(生活科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(音楽科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(図画工作科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(家庭科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			初等教科教育法(体育科)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		道徳の指導法	道徳教育指導法(初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		特別活動の指導法	特 別 活 動 論 (初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教 育 方 法 論 (初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		進路指導の理論及び方法					
		教育相談（カウンセ リングに関する基礎的 な知識を含む。）の理論 及び方法	教 育 相 談 (初等)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
第五欄	教育実習		☆初 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	5
			★初 等 教 育 実 習 II	教職課程科目	4	4	
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(小)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 する 科 目」合 計							45

・幼稚園教諭および小学校教諭の両方の免許状を同時取得する者は、保育内容教育法6科目12単位を全て修得した場合に限り、「保育内容教育法（人間関係）」を「初等教科教育法（生活科）」にあてることができる。

【注】☆は、幼稚園教諭免許状を同時に取得する場合には「幼児教育実習Ⅰ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」は、いずれか一方しか履修できない。

★は、幼稚園教諭免許状を同時に取得する場合には「幼児教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録をした者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、大学で実施する「実習前指導」および「事後指導」を含む。

※は、幼稚園教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習（幼）」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習（幼）」「教職実践演習（小）」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は p.98 の 3(9)を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階		第3段階
			第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)		(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	初等教科教育法を 4教科以上	初等教育実習Ⅰ	初等教育実習Ⅱ 教職実践演習（小）

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の2科目が、小学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	初等英語概説A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3
	初等英語概説B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3

3. 中学校・高等学校教諭の免許状取得のために（各学部・学科別）

次ページ以下は、中学校および高等学校教諭免許状の取得に必要な単位、科目の履修について説明する。

A「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目、B「教科に関する科目」、C「教職に関する科目」については、それぞれの免許にそった表の中から最低必要単位数が充足するよう履修登録を行うこと。

本学は、実習校の確保が難しくまた、教員採用枠が限られている「フランス語」の教職課程履修者には、特例としてフランス語の免許状取得を条件に、英語の免許状に係る科目の履修を教育学科が得ている教職課程を履修することで認めている。（なお、この場合の英語の免許状については、大学一括申請ではなく、卒業後に各人が教育委員会に個人申請することとする。個人申請の方法については教職課程課にて確認を行うこと。）

教職課程の履修に関する連絡は、毎年度初頭の教職課程オリエンテーション、教育実習・教職実践演習説明会および掲示によって行うので、必ず自分で出席、確認等を行うこと。

《教育人間科学部 教育学科》

国 語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2 *	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2 *		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *		
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2	
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	中 等 国 語 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2	2
第2群	国文学 (国文学史を含む。)	国 文 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	8	8
		国 文 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1		
		国 文 学 史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		国 文 学 史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		国 文 学 特 論 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		国 文 学 特 論 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		国 文 学 特 論 C	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		国 文 学 特 論 D	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		国 文 学 特 論 E	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		国 文 学 特 論 F	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2		
		日本文学特講Ⅰ〔1〕～〔6〕	文学部日本文学科学科科目	2	2		
日本文学特講Ⅱ〔1〕～〔6〕	文学部日本文学科学科科目	2	2				
第3群	漢 文 学	漢 文 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4	4
		漢 文 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
第4群	書 道 (書写を中心とする。)	書 道 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4	
		書 道 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
中学校1種：追加分6単位は上記の第1群～第4群中の科目より適宜選択 高等学校1種：追加分14単位は上記の第1群～第3群中の科目より適宜選択 (第4群「書道A」・「書道B」の単位は算入されないので注意すること)						6	14
「教科に関する科目」合計						24	28

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種 の機会の提供等	教 職 論	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	国 語 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8	8
			国 語 科 教 材 論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
第五欄	教育実習	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
			教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	2
			中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	5	3 ☆
★中等教育実習Ⅱ A	教職課程科目	2	4					
★中等教育実習Ⅱ B	教職課程科目	2	4					
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							35	31

【注】★は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校教諭1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習Ⅱ B」（2単位）を必修とする。

※は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習（小）」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習（小）」「教職実践演習（中・高）」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は p.98 の 3 (9) を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	国語科教育法 又は 国語科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習Ⅱ A 中等教育実習Ⅱ B 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《教育人間科学部 教育学科》

社 会〔中学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	日本史及び外国史	日 本 史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	6
		外 国 史 (東洋史)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		外 国 史 (西洋史)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		日 本 史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		日 本 教 育 史 I	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		日 本 教 育 史 II	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		西 洋 教 育 史 I	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		西 洋 教 育 史 II	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		西 洋 教 育 史 III	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		日 本 史 特 講 (1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	
		東 洋 史 特 講 (1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	
		西 洋 史 特 講 (1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	

第2群	地 理 学 (地誌を含む。)	人 文 地 理 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	6
		地 誌 学 概 論 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		自 然 地 理 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		人 文 地 理 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地 誌 学 概 論 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		自 然 地 理 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地 理 情 報 分 析 法 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地 理 情 報 分 析 法 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		気 象 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		気 象 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
第3群	「法律学、政治学」	㊦法 律 学 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		㊦法 律 学 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦政 治 学 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦政 治 学 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
第4群	「社会学、経済学」	㊦社 会 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		㊦ { 経 済 学 総 論 A 経 済 学 総 論 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
			教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		教 育 社 会 学 総 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
第5群	「哲学、倫理学、宗教学」	㊦教 育 哲 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		㊦教 育 哲 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦宗 教 教 育 学	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		㊦宗 教 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦宗 教 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦哲 学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦哲 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦倫 理 学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦倫 理 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		宗 教 と 社 会	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		哲 学 史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		哲 学 史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		キ リ ス ト 教 概 論 I	青山スタンダード科目	2	1	
上記、第1群～第5群より適宜選択						6
「教科に関する科目」合計						24

- ・㊦㊦はそれぞれ1科目以上選択必修。
- ・㊦は選択必修。修得方法は下記のいずれかによる。
 - 「社会学概説」の1科目2単位の修得。
 - 「経済学総論A」および「経済学総論B」の2科目4単位の修得。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教 職 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	社 会 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8
			社 会 科 教 材 論	教職課程科目	4	3	
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		特別活動の指導法	特別活動論（中等）	教職課程科目	2	3	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教 育 相 談（中等）	教職課程科目	2	3	2	
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 す る 科 目」合 計							35

【注】★は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

※は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習(小)」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習(小)」「教職実践演習(中・高)」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合はp.98の3(9)を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	社会科教育法 又は 社会科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習Ⅱ A 中等教育実習Ⅱ B 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格はB「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なるが、本学ではB・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位数をそれに充当するものとして取り扱う。

《教育人間科学部 教育学科》

地理歴史〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	日 本 史	日 本 史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		日 本 史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		日 本 教 育 史 I	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		日 本 教 育 史 II	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		日本史特講(1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	
第2群	外 国 史	外 国 史 (東洋史)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4
		外 国 史 (西洋史)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		西 洋 教 育 史 I	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		西 洋 教 育 史 II	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		西 洋 教 育 史 III	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		東洋史特講(1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	
		西洋史特講(1)～(6)	文学部史学科学科科目	2	2	
第3群	人文地理学及び自然地理学	人 文 地 理 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4
		自 然 地 理 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		人 文 地 理 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		自 然 地 理 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地 理 情 報 分 析 法 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地 理 情 報 分 析 法 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		気 象 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		気 象 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
第4群	地 誌	地 誌 学 概 論 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		地 誌 学 概 論 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
上記、第1群～第4群中より適宜選択						20
「教科に関する科目」合計						32

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教 職 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	地理歴史科教育法	教職課程科目	2	3	4
			地理歴史科教材論	教職課程科目	2	3	
		特別活動の指導法	特別活動論（中等）	教職課程科目	2	3	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等) 教 育 相 談 （ 中 等 ）	教職課程科目 教職課程科目	2 2	3 3	2 2
第五欄	教育実習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	3	
		★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							27

【注】★は、小学校および中学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

※は、小学校および中学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習(小)」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習(小)」「教職実践演習(中・高)」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合はp.98の3(9)を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	地理歴史科教育法 又は 地理歴史科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習Ⅱ B 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《教育人間科学部 教育学科》

公 民〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	①法 律 学 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		①法 律 学 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		①政 治 学 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		①政 治 学 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
第2群	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	㊦社 会 学 概 説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		㊦ 経 済 学 総 論 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦ 経 済 学 総 論 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		教育社会学総論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	
		青年文化論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	

第 3 群	「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	㊦教 育 哲 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
		㊦教 育 哲 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦宗 教 教 育 学	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		㊦宗 教 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦宗 教 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		㊦哲 学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦哲 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦倫 理 学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊦倫 理 学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		宗 教 と 社 会	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		哲 学 史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		哲 学 史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		キ リ ス ト 教 概 論 I	青山スタンダード科目	2	1	
上記、第1群～第3群より適宜選択						26
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						32

- ・㊦㊦はそれぞれ1科目以上選択必修。
- ・㊦は選択必修。修得方法は下記のいずれかによる。
 - 「社会学概説」の1科目2単位の修得。
 - 「経済学総論 A」および「経済学総論 B」の2科目4単位の修得。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種の機会の提供等					
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育思想概説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学概説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度概説	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1	2

第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	公 民 科 教 育 法	教職課程科目	2	3	4
			公 民 科 教 材 論	教職課程科目	2	3	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
進路指導の理論及び方法							
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教 育 相 談(中等)	教職課程科目	2	3	2	
第五欄	教育実習	中 等 教 育 実 習Ⅰ	教職課程科目	1	3	3	
		★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習	※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	
「教 職 に 関 する 科 目」 合 計							27

【注】★は、小学校および中学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

※は、小学校および中学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習(小)」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習(小)」「教職実践演習(中・高)」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合はp.98の3(9)を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	公民科教育法 又は 公民科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《教育人間科学部 教育学科》

英 語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「Oral English I A」および「Oral English I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2 *	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2 *		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *		
外国語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	2	
	Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	英 語 学	英 語 概 説 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2	2
		英 語 概 説 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		英語音声学（講義）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		英語音声学（演習）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
第2群	英 米 文 学	英 文 学 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2	2
		英 文 学 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		英国文学史 A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
		英国文学史 B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3		
第3群	英語コミュニケーション	Oral English I A	教育人間科学部外国語科目	1	1	6	6
		Oral English I B	教育人間科学部外国語科目	1	1		
		Oral English II A	教育人間科学部外国語科目	1	2		
		Oral English II B	教育人間科学部外国語科目	1	2		
		Academic Writing A	教育人間科学部外国語科目	1	2		
		Academic Writing B	教育人間科学部外国語科目	1	2		
		Advanced Academic Writing A	教育人間科学部教育学科学科科目	1	3		
		Advanced Academic Writing B	教育人間科学部教育学科学科科目	1	3		

第4群	異文化理解	① グローバル文化論A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2	2	
		① グローバル文化論C	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2			
		① {	イギリス事情Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2			3
			イギリス事情Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2			3
		① {	アメリカ事情Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2			3
			アメリカ事情Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2			3
		グローバル文化論B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2			
		グローバル文化論D	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2			
		イギリス文化概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1			
		イギリス文化概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1			
		アメリカ文化概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1			
		アメリカ文化概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1			
上記、第1群～第4群より適宜選択						12	16	
「教科に関する科目」合計						24	28	

・①は選択必修。修得方法は下記①②③のいずれかによる。

①「グローバル文化論A」、「グローバル文化論C」のうち、いずれか1科目2単位の修得。

②「イギリス事情Ⅰ」および「イギリス事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。

③「アメリカ事情Ⅰ」および「アメリカ事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 思 想 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理 学 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 制 度 概 説	教育人間科学部 教育学科学科科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	英 語 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8	8
		英語科教育法特論	教職課程科目	4	3			
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2

	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談(カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及 び方法	教 育 相 談 (中 等)	教職課程科目	2	3	2	2
第五 欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	5	3 ☆
			★中等教育実習Ⅱ A	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習Ⅱ B	教職課程科目	2	4		
第六 欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							35	31

【注】★は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「初等教育実習Ⅱ」をもってあてることができる。なお、「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」は、いずれか一方しか履修できない。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習Ⅱ B」（2単位）を必修とする。

※は、小学校教諭免許状を同時に取得する場合には「教職実践演習（小）」をもってあてることができる。なお、「教職実践演習（小）」「教職実践演習（中・高）」は、いずれか一方しか履修できない。

複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は p.98 の 3(9) を参照すること。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育思想概説 教育心理学概説 教育制度概説	教職論	英語科教育法 又は 英語科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習Ⅱ A 中等教育実習Ⅱ B 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法（中等）	教職課程科目	2	3

《文学部 英米文学科》

英 語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	Integrated English I	文学部英米文学科学科科目	4	1	4 (選択必修)	
	Integrated English II	文学部英米文学科学科科目	4	1		
	Integrated English III	文学部英米文学科学科科目	4	1		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	英 語 学	英 語 音 声 学（講義）	文学部英米文学科学科科目	2	1	8	8
		英 語 音 声 学（演習）	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		① 英 語 学 概 論 I	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		英 語 学 概 論 II	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		① 英 語 史 I	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		英 語 史 II	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		英 語 教 育 学 概 論 I	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		英 語 教 育 学 概 論 II	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		英 語 学 特 講 I (1)～(5)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		英 語 学 特 講 II (1)～(5)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		英 語 教 育 学 特 講 I (1)～(3)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		英 語 教 育 学 特 講 II (1)～(3)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		英 語 コーパス研究方法論 I	文学部英米文学科学科科目	2	2		
		英 語 コーパス研究方法論 II	文学部英米文学科学科科目	2	2		

第2群	英米文学	イギリス文学史Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1	12	12
		イギリス文学史Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		アメリカ文学史Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		アメリカ文学史Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		ⓐ { イギリス文学概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		イギリス文学概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		ⓑ { アメリカ文学概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		アメリカ文学概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		イギリス文学特講Ⅰ(1)～(3)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		イギリス文学特講Ⅱ(1)～(3)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
第3群	英語コミュニケーション	アメリカ文学特講Ⅰ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3	2	2
		アメリカ文学特講Ⅱ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		Academic Writing	文学部英米文学科学科科目	1	2		
		Academic Skills	文学部英米文学科学科科目	1	2		
		Integrated EnglishⅢ	文学部英米文学科学科科目	4	1		
		コミュニケーション概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		コミュニケーション概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		スピーチコミュニケーションⅠ(1)～(4)	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		スピーチコミュニケーションⅡ(1)～(6)	文学部英米文学科学科科目	2	2		
		通訳Ⅰ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
第4群	異文化理解	通訳Ⅱ(1)～(4)	文学部英米文学科学科科目	2	3	4	4
		クリエイティブライティング(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	2		
		Ⓐ { イギリス事情Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		イギリス事情Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		Ⓑ { アメリカ事情Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		アメリカ事情Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		異文化間コミュニケーション概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		異文化間コミュニケーション概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		イギリス文化概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		イギリス文化概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		アメリカ文化概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		アメリカ文化概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		グローバル文学・文化概論Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		グローバル文学・文化概論Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	1		
		イギリス文化特講Ⅰ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		イギリス文化特講Ⅱ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		アメリカ文化特講Ⅰ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		アメリカ文化特講Ⅱ(1)～(2)	文学部英米文学科学科科目	2	3		

		グローバル文化特講Ⅰ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		グローバル文化特講Ⅱ	文学部英米文学科学科科目	2	3		
		英語圏の社会と文化A	青山スタンダード科目	2	2		
		英語圏の社会と文化B	青山スタンダード科目	2	2		
上記、第1群～第4群より適宜選択						2	2
「教科に関する科目」合計						28	28

- ・①②③はそれぞれ選択必修。
 ①の修得方法は下記のいずれかによる。
 ○「英語学概論Ⅰ」および「英語学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。
 ○「英語史Ⅰ」および「英語史Ⅱ」の2科目4単位の修得。
 ②の修得方法は下記のいずれかによる。
 ○「イギリス文学概論Ⅰ」および「イギリス文学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。
 ○「アメリカ文学概論Ⅰ」および「アメリカ文学概論Ⅱ」の2科目4単位の修得。
 ③の修得方法は下記のいずれかによる。
 ○「イギリス事情Ⅰ」および「イギリス事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。
 ○「アメリカ事情Ⅰ」および「アメリカ事情Ⅱ」の2科目4単位の修得。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	英 語 科 教 育 法	文学部英米文学 科学科科目	4	3	8	8
			英語科教育法特論	文学部英米文学 科学科科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2

		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実習		中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」(1単位)および「中等教育実習ⅡB」(2単位)を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階		第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる		第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)		(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	英語科教育法 ^(注1) 又は英語科教育法特論 ^(注1) 中等教育実習Ⅰ		中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

(注1) 英米文学科の学生は、第1段階の科目を修得していなくても「英語科教育法」「英語科教育法特論」を履修することができる。

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《文学部 フランス文学科》

フランス語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	フ ラ ン ス 語 会 話 I	文学部フランス文学科学科科目	2	1	2	
情報機器の操作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	フ ラ ン ス 語 学	フ ラ ン ス 語 学 概 論 I	文学部フランス文学科学科科目	2	2	4	4
		フ ラ ン ス 語 学 概 論 II	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フ ラ ン ス 語 文 法 I	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		フ ラ ン ス 語 文 法 II	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		フランス語文法演習 I	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		フランス語文法演習 II	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		フランス語学特講 I(1)～(3)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フランス語学特講 II(1)～(3)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
第2群	フ ラ ン ス 文 学	フランス文学史概説 I	文学部フランス文学科学科科目	2	2	4	4
		フランス文学史概説 II	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フランス文学特講 I(1)～(7)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フランス文学特講 II(1)～(7)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
第3群	フランス語コミュニケーション	フ ラ ン ス 語 会 話 I	文学部フランス文学科学科科目	2	1	8	8
		フ ラ ン ス 語 会 話 II	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		エクスプレシオン・エクリット I	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		エクスプレシオン・エクリット II	文学部フランス文学科学科科目	2	2		

		エクスプレシオン・オラルⅠ	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		エクスプレシオン・オラルⅡ	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フ ラ ン ス 語 作 文 Ⅰ	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フ ラ ン ス 語 作 文 Ⅱ	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		コ ミ ュ ニ カ シ オ ン Ⅰ	文学部フランス文学科学科科目	2	3		
		コ ミ ュ ニ カ シ オ ン Ⅱ	文学部フランス文学科学科科目	2	3		
		コ ミ ュ ニ カ シ オ ン Ⅲ	文学部フランス文学科学科科目	2	3		
		コ ミ ュ ニ カ シ オ ン Ⅳ	文学部フランス文学科学科科目	2	3		
第 4 群	異 文 化 理 解	フランスの文化と社会Ⅰ	文学部フランス文学科学科科目	2	1	4	4
		フランスの文化と社会Ⅱ	文学部フランス文学科学科科目	2	1		
		フランス文化特講Ⅰ(1)～(2)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
		フランス文化特講Ⅱ(1)～(2)	文学部フランス文学科学科科目	2	2		
上記、第1群～第4群より適宜選択						8	12
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						28	32

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一 欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項				中学校	高等学校
第二 欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 勤務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種 の機会の提供等					
第三 欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
第四 欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	フランス語教授法Ⅰ	文学部フランス 文学科学科科目	4	3	8
			フランス語科教育法特論	教職課程科目	4	3	
			道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2

	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実習		中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							37	33

【注】「フランス語科教育法」は、学科科目の「フランス語教授法Ⅰ」をもってあてる。

★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」(1単位)および「中等教育実習ⅡB」(2単位)を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	フランス語教授法Ⅰ ^(注2) 又はフランス語科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

(注2) フランス文学科の学生は第1段階の科目を修得していなくても「フランス語教授法Ⅰ」を履修することができる。

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《文学部 日本文学科》

国 語〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュⅠA」および「オーラル・イングリッシュⅠB」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠA	文学部外国語科目	1	1	2	
	オーラル・イングリッシュⅠB	文学部外国語科目	1	1		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル Ⅰ	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	国 語 学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日 本 語 学 概 論 Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1	4	4
		日 本 語 学 概 論 Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		日 本 語 史 Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		日 本 語 史 Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		日本語学特講Ⅰ[1]～[3]	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		日本語学特講Ⅱ[1]～[3]	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		文 章 表 現 法	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		音 声 表 現 法	文学部日本文学科学科科目	2	1		
第2群	国 文 学 (国文学史を含む。)	日 本 文 学 史 (一)	文学部日本文学科学科科目	2	1	8	8
		日 本 文 学 史 (二)	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		日 本 文 学 史 (三)	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		日 本 文 学 史 (四)	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		古 典 文 学 概 論 Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		古 典 文 学 概 論 Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		

		近 代 文 学 概 論Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		近 代 文 学 概 論Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		日本文学特講Ⅰ〔1〕～〔11〕	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		日本文学特講Ⅱ〔1〕～〔11〕	文学部日本文学科学科科目	2	2		
第 3 群	漢 文 学	漢 文 学 概 論Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1	4	4
		漢 文 学 概 論Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
		中国古典文学演習Ⅰ〔1〕～〔2〕	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国古典文学演習Ⅱ〔1〕～〔2〕	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国文学・思想演習Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国文学・思想演習Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国古典文学特講Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国古典文学特講Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国文学・思想特講Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
		中国文学・思想特講Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	2		
第 4 群	書 道 (書写を中心とする。)	①書道の歴史と実技Ⅰ	文学部日本文学科学科科目	2	1	2	
		①書道の歴史と実技Ⅱ	文学部日本文学科学科科目	2	1		
・ 中 学 校 1 種：追加分10単位は、上記第 1 群～第 4 群中の科目より適宜選択 ・ 高等学校 1 種：追加分12単位は、上記第 1 群～第 3 群中の科目より適宜選択 (第 4 群「書道の歴史と実技Ⅰ」、「書道の歴史と実技Ⅱ」の単位は算入 されないので注意すること)						10	12
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						28	28

・④は1科目選択必修。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教職論	教職課程科目	2	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
		進路選択に資する各種の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理B	教職課程科目	2	1	2	2

第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	国語科教育法	教職課程科目	4	3	8	8
			国語科教材論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。の)理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実習		中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」(1単位)および「中等教育実習ⅡB」(2単位)を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階		第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる		第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)		(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	国語科教育法 又は 国語科教材論 中等教育実習Ⅰ		中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《文学部 史学科》

社 会〔中学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュ I A」および「オーラル・イングリッシュ I B」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュ I A	文学部外国語科目	1	1	2
	オーラル・イングリッシュ I B	文学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	日本史及び外国史	日 本 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	10
		東 洋 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	
		西 洋 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	
		考 古 学 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	
		史 学 概 論	文学部史学科学科科目	2	1	
		古 文 書 学 I	文学部史学科学科科目	2	2	
		古 文 書 学 II	文学部史学科学科科目	2	2	
		日本史特講(1)～(13)	文学部史学科学科科目	2	2	
		東洋史特講(1)～(9)	文学部史学科学科科目	2	2	
		西洋史特講(1)～(11)	文学部史学科学科科目	2	2	
		考古学特講(1)～(7)	文学部史学科学科科目	2	2	
第2群	地 理 学 (地誌を含む。)	①人文地理学概論 I	文学部史学科学科科目	2	3	6
		①人文地理学概論 II	文学部史学科学科科目	2	3	
		自然地理学概論	文学部史学科学科科目	2	2	
		地 誌 学	文学部史学科学科科目	2	2	

第3群	「法律学、政治学」	㊦法律学	文学部史学科学科科目	2	2	2
		㊧政治学	文学部史学科学科科目	2	2	
第4群	「社会学、経済学」	㊨社会学 A	青山スタンダード科目	2	2	2
		㊨社会学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		㊩経済学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊩経済学 B	青山スタンダード科目	2	2	
第5群	「哲学、倫理学、宗教学」	㊰哲学 A	青山スタンダード科目	2	2	2
		㊰哲学 B	青山スタンダード科目	2	2	
		㊱倫理学 A	青山スタンダード科目	2	2	
		㊱倫理学 B	青山スタンダード科目	2	2	
「教科に関する科目」合計						22

・㊦㊧㊨㊩はそれぞれ1科目以上選択必修。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種の機会の提供等					
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	社 会 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8
			社 会 科 教 材 論	教職課程科目	4	3	
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2

	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		進路指導の理論及び方法					
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実習		中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4	
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							37

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	社会科教育法 又は 社会科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、本学ではB・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位をそれに充当するものとして取り扱う。

《文学部 史学科》

地理歴史〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

「オーラル・イングリッシュⅠA」および「オーラル・イングリッシュⅠB」の2科目2単位を必ず修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠA	文学部外国語科目	1	1	2
	オーラル・イングリッシュⅠB	文学部外国語科目	1	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル Ⅰ	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	日 本 史	日 本 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	4
		考 古 学 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	
		古 文 書 学 Ⅰ	文学部史学科学科科目	2	2	
		古 文 書 学 Ⅱ	文学部史学科学科科目	2	2	
		日本史特講(1)～(13)	文学部史学科学科科目	2	2	
		考古学特講(1)～(7)	文学部史学科学科科目	2	2	
第2群	外 国 史	東 洋 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	4
		西 洋 史 概 説	文学部史学科学科科目	2	1	
		東洋史特講(1)～(9)	文学部史学科学科科目	2	2	
		西洋史特講(1)～(11)	文学部史学科学科科目	2	2	
第3群	人文地理学及び自然地理学	①人文地理学概論Ⅰ	文学部史学科学科科目	2	3	4
		①人文地理学概論Ⅱ	文学部史学科学科科目	2	3	
		自然地理学概論	文学部史学科学科科目	2	2	
第4群	地 誌	地 誌 学	文学部史学科学科科目	2	2	2
上記、第1群～第3群より適宜選択						16
「教科に関する科目」合計						30

・①は1科目以上選択必修。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要 単 位 数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種 の機会の提供等					
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	地理歴史科教育法	教職課程科目	2	3	4
			地理歴史科教材論	教職課程科目	2	3	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実習	進路指導の理論及び方法	教育相談(中等)	教職課程科目	2	3	2
		教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法					
第六欄	教職実践演習	中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB	教職課程科目	1	3	1
		★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	2	
第六欄	教職実践演習	※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							29

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	地理歴史科教育法 又は 地理歴史科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 物理・数理学科》

理 科〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II -a	理工学部物理・数理学科外国語科目	1	2	2	
	English Core II -c	理工学部物理・数理学科外国語科目	1	2		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	物 理 学	力 学 I	理工学部物理・数理学科学科科目	2	1	16	
		力 学 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	1		
		電 磁 気 学	理工学部物理・数理学科学科科目	4	2		
		量 子 力 学 I	理工学部物理・数理学科学科科目	4	2		
		解 析 力 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		波 動	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		電 磁 光 学 概 論	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		熱 物 理 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		統 計 力 学 I	理工学部物理・数理学科学科科目	4	3		
		相 対 論	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3		
第2群	物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	物理計測基礎実験 I	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2	4	
		物理計測基礎実験 II	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2		
		物理専門実験 I	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3		
		物理専門実験 II	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3		

第3群	化 学	基 礎 化 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
第4群	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	化 学 基 礎 実 験	理工学部物理・数理学科学科科目	2	1	2
第5群	生 物 学	①生 命 科 学 A	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	1	2
		①生 命 科 学 B	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	3	
		①生 命 科 学 C	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		生 体 分 析 化 学	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
第6群	生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	生 物 学 実 験	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
第7群	地 学	地 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
第8群	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	地 学 実 験	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						32

・①は1科目以上選択必修。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	理 科 教 育 法Ⅰ	教職課程科目	2	3	8	8
			理 科 教 育 法Ⅱ	教職課程科目	2	3		
			理 科 教 材 論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法	特別活 動 論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法		教 育 相 談(中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習Ⅱ B」（2単位）を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理 A 教育心理 教育原理 B	教職論	理科教育法Ⅰおよび理科教育法Ⅱ 又は 理科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習Ⅱ A 中等教育実習Ⅱ B 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 物理・数理学科》

数 学〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部物理・数理学科外国語科目	1	2	2	
	English Core II-c	理工学部物理・数理学科外国語科目	1	2		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	代 数 学	応 用 初 等 代 数	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2	
		代 数 学 I	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		代 数 学 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3		
		応 用 初 等 代 数 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2		
		代 数 学 I 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2		
		代 数 学 II 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3		
第2群	幾 何 学	幾 何 学 I	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2	
		集 合 と 位 相	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		
		幾 何 学 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3		
		幾 何 学 III	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3		
		幾 何 学 I 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2		
		集 合 と 位 相 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2		
		幾 何 学 III 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3		
		解 析 学 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2		

第 3 群	解 析 学	微 分 方 程 式 I	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
		微 分 方 程 式 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		複 素 解 析 I	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		複 素 解 析 II	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		解 析 学 III	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	
		解 析 学 IV	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		微 分 方 程 式 III	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		解 析 学 II 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2	
		微分方程式 I 演習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2	
		複素解析 I 演習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3	
		解 析 学 III 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	2	
		解 析 学 IV 演 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3	
第 4 群	「確率論、統計学」	確 率 統 計	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
		数 理 統 計	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
		フ ァ イ ナ ン ス 数 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	3	
第 5 群	コ ン ピ ュ ー タ	計 算 数 学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
		計 算 機 基 礎 実 習	理工学部物理・数理学科学科科目	1	3	
上記、第1群～第5群より適宜選択						18
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						28

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種の 機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	数 学 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8	8
			数学科教育法特論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		進路指導の理論及び方法	教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	5	3 ☆
			★中等教育実習Ⅱ A	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習Ⅱ B	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習Ⅱ B」（2単位）を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	数学科教育法 又は 数学科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 化学・生命科学科》

理 科〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4	
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2*		
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部化学・生命科学科外国語科目	1	2	2	
	English Core II-c	理工学部化学・生命科学科外国語科目	1	2		
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	物 理 学	基 礎 物 理 学	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	2	
第2群	物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	物 理 基 礎 実 験 I	理工学部化学・生命科学科学科科目	1	1	2	
		物 理 基 礎 実 験 II	理工学部化学・生命科学科学科科目	1	1		
第3群	化 学	基 礎 化 学	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	2	
		物 理 化 学 A	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		
		物 理 化 学 B	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		
		物 理 化 学 C	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		
		分 析 化 学	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	1		
		無 機 化 学 A	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	1		
		無 機 化 学 B	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		
		無 機 化 学 C	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		
		有 機 化 学 A	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	1		
		有 機 化 学 B	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2		

		有機化学 C	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学 D	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	3	
第4群	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	無機化学実験	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	6
		物理化学実験	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		有機化学実験	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		化学情報処理実習	理工学部化学・生命科学科学科科目	1	2	
第5群	生物学	④生命科学 A	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	1	2
		④生命科学 B	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		④生命科学 C	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
		生体分析化学	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	2	
第6群	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物質分析化学実験	理工学部化学・生命科学科学科科目	1	2	3
		生命科学実験 I	理工学部化学・生命科学科学科科目	2	3	
		生命科学実験 II	理工学部化学・生命科学科学科科目	1	3	
第7群	地学	地学	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
第8群	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験	理工学部物理・数理学科学科科目	2	2	2
上記、第1群～第6群より適宜選択						7
「教科に関する科目」合計						28

・④は1科目以上選択必修。

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種 の機会の提供等	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	理 科 教 育 法Ⅰ	教職課程科目	2	3	8	8
			理 科 教 育 法Ⅱ	教職課程科目	2	3		
			理 科 教 材 論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
	特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2		
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
進路指導の理論及び方法		教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	2	
教育相談（カウンセ リングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法								
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習Ⅰ	教職課程科目	1	3	5	3☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	理科教育法Ⅰおよび理科教育法Ⅱ 又は 理科教材論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 電気電子工学科》

工 業〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体 育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部電気電子工学科外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部電気電子工学科外国語科目	1	2	
情報機器の操作	情報スキル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	工業の関係科目	工業概論 A	電気電子工学科学科科目	2	2	30
		工業概論 B	機械創造工学科学科科目	2	2	
		電気磁気 I 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	1	
		電気磁気 II 及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
		基本電子回路 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
		基本電子回路 II	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気回路 II	電気電子工学科学科科目	4	2	
		電気回路 I A 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
		電気回路 I B 及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
		基礎電気物性学及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
		電気物性学 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気電子計測	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気回路 III	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気電子工学基礎実験 I	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気電子工学基礎実験 II	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電気工学実験 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
		電気工学実験 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
		電気数学	電気電子工学科学科科目	2	2	
		情報処理	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電波工学 I	電気電子工学科学科科目	2	3	

第 1 群	工業の関係科目	電 波 工 学 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
		シ ス テ ム 制 御 I	電気電子工学科学科科目	2	3	
		シ ス テ ム 制 御 II	電気電子工学科学科科目	2	3	
		通 信 方 式	電気電子工学科学科科目	2	4	
		電 気 機 器 学 I	理工学部電気電子工学科学科科目	2	3	
		電 気 機 器 学 II	理工学部電気電子工学科学科科目	2	3	
		パワーエレクトロニクス	理工学部電気電子工学科学科科目	2	4	
		電気施設管理及び法規	理工学部電気電子工学科学科科目	2	4	
		電 気 設 計 及 び 製 図	理工学部電気電子工学科学科科目	2	4	
		通 信 工 学 及 び 法 規	理工学部電気電子工学科学科科目	2	4	
		基 礎 電 気 数 学	理工学部電気電子工学科学科科目	2	1	
		光エレクトロニクス	理工学部電気電子工学科学科科目	2	3	
		パワーエレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	4	
		電気施設管理及び法規	電気電子工学科学科科目	2	4	
		基 礎 電 気 数 学	電気電子工学科学科科目	2	1	
		光エレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	3	
		一 般 機 械 工 学	電気電子工学科学科科目	2	3	
		工 業 力 学	機械創造工学科学科科目	2	1	
		材料力学 I 及び演習	機械創造工学科学科科目	4	2	
		材 料 力 学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
		熱 力 学 及 び 演 習	機械創造工学科学科科目	4	2	
		流 体 力 学 及 び 演 習	機械創造工学科学科科目	4	2	
		機 械 力 学 及 び 演 習	機械創造工学科学科科目	4	2	
		振 動 工 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		応 用 熱 力 学	機械創造工学科学科科目	2	2	
		圧 縮 性 流 体 力 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		工 業 動 力 学	機械創造工学科学科科目	2	1	
		応 用 数 学 I	機械創造工学科学科科目	2	2	
		応 用 数 学 II	機械創造工学科学科科目	2	2	
		機 械 制 御	機械創造工学科学科科目	2	3	
		材 料 強 度 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		ロ ボ ッ ト 機 構 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		弾 塑 性 工 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		材 料 科 学 概 論	機械創造工学科学科科目	2	2	
		熱 ・ 物 質 移 動 論	機械創造工学科学科科目	2	3	
		粘 性 流 体 力 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		流 体 機 械	機械創造工学科学科科目	2	3	
		機 能 材 料	機械創造工学科学科科目	2	3	
		エネルギー変換工学	機械創造工学科学科科目	2	3	
第 2 群	職 業 指 導	職 業 指 導	理工学部電気電子工学科学科科目	4	3	4
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						34

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要 単 位 数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項						
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		各教科の指導法	工 業 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	4	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		進路指導の理論及び方法	教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	
教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法								
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	3	
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計								29

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	工業科教育法 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 機械創造工学科》

工 業〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学（日本国憲法を含む）A	青山スタンダード科目	2	2*	4
	法学（日本国憲法を含む）B	青山スタンダード科目	2	2*	
体 育	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	2
	スポーツ運動実習	青山スタンダード科目	1	2*	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部機械創造工学科外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部機械創造工学科外国語科目	1	2	
情報機器の操作	情報スキル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	工業の関係科目	工業概論 A	電気電子工科学科科目	2	2	28
		工業概論 B	機械創造工科学科科目	2	2	
		工業力学	理工学部機械創造工科学科科目	2	1	
		機械要素設計	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	
		機械設計製図	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		機械創造工学実験Ⅰ	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		機械創造工学実験Ⅱ	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		材料力学Ⅰ及び演習	理工学部機械創造工科学科科目	4	2	
		材料力学Ⅱ	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	
		熱力学及び演習	理工学部機械創造工科学科科目	4	2	
		流体力学及び演習	理工学部機械創造工科学科科目	4	2	
		機械力学及び演習	理工学部機械創造工科学科科目	4	2	
		機械技術と社会	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		振動工学	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		応用熱力学	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	
		圧縮性流体力学	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		計測・電子回路	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	
		精密加工学	理工学部機械創造工科学科科目	2	3	
		工業動力学	理工学部機械創造工科学科科目	2	1	
		応用数学Ⅰ	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	
		応用数学Ⅱ	理工学部機械創造工科学科科目	2	2	

第 1 群	工業の関係科目	機 械 制 御	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		材 料 強 度 学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		ロ ボ ッ ト 機 構 学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		弾 塑 性 工 学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		材 料 科 学 概 論	理工学部機械創造工学科学科科目	2	2	
		熱・物 質 移 動 論	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		粘 性 流 体 力 学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		流 体 機 械	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		工 作 機 械	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		機 能 材 料	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		エネルギー変換工学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		計 算 力 学	理工学部機械創造工学科学科科目	2	3	
		一 般 電 気 工 学	機械創造工学科学科科目	2	2	
		電 磁 波	機械創造工学科学科科目	2	3	
		アナログ電子回路	機械創造工学科学科科目	2	3	
		信 号 基 礎 理 論	機械創造工学科学科科目	2	3	
		デジタル電子回路	機械創造工学科学科科目	2	3	
		バイオエレクトロニクス	機械創造工学科学科科目	2	3	
		発 変 電 工 学	機械創造工学科学科科目	2	3	
		送 配 電 工 学	機械創造工学科学科科目	2	4	
		電 子 応 用	機械創造工学科学科科目	2	4	
		電気磁気Ⅰ及び演習	電気電子工学科学科科目	3	1	
		電気磁気Ⅱ及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
		基 本 電 子 回 路 Ⅰ	電気電子工学科学科科目	2	2	
		基 本 電 子 回 路 Ⅱ	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電 気 回 路 Ⅱ	電気電子工学科学科科目	4	2	
		電気回路ⅠA及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
		電気回路ⅠB及び演習	電気電子工学科学科科目	2	1	
		基礎電気物性学及び演習	電気電子工学科学科科目	3	2	
		電 気 物 性 学 Ⅰ	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電 気 電 子 計 測	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電 気 回 路 Ⅲ	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電 気 数 学	電気電子工学科学科科目	2	2	
		情 報 処 理	電気電子工学科学科科目	2	2	
		電 波 工 学 Ⅰ	電気電子工学科学科科目	2	3	
		電 波 工 学 Ⅱ	電気電子工学科学科科目	2	3	
		シ ス テ ム 制 御 Ⅰ	電気電子工学科学科科目	2	3	
		シ ス テ ム 制 御 Ⅱ	電気電子工学科学科科目	2	3	
		通 信 方 式	電気電子工学科学科科目	2	4	
		パワーエレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	4	
		電気施設管理及び法規	電気電子工学科学科科目	2	4	
		基 礎 電 気 数 学	電気電子工学科学科科目	2	1	
		光エレクトロニクス	電気電子工学科学科科目	2	3	
第 2 群	職 業 指 導	職 業 指 導	理工学部機械創造工学科学科科目	4	3	4
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						32

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要 単 位 数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項						
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		各教科の指導法	工 業 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	4	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		進路指導の理論及び方法	教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	
教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法								
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	3	
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	
「教 職 に 関 す る 科 目」 合 計								29

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	工業科教育法 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《理工学部 情報テクノロジー学科》

情 報〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	English Core II-a	理工学部情報テクノロジー学科外国語科目	1	2	2
	English Core II-c	理工学部情報テクノロジー学科外国語科目	1	2	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	情報社会及び情報倫理	情報社会及び情報倫理	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	2
		情 報 と 社 会	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	3	
第2群	コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	計 算 機 概 論	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	2
		情 報 数 学 I	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	1	
		情報テクノロジー体験演習	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	1	
		情 報 処 理 実 習	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	1	
		情報テクノロジー実験Ⅰ	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	3	
		情 報 数 学 II	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	
		データ構造とアルゴリズム	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	
		人 工 知 能 論	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	3	
第3群	情報システム (実習を含む。)	知的データベース	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	3	4
		情報テクノロジー実験Ⅲ	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	3	
		情報総合プログラミング実習Ⅰ	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	
		システム構築実習	理工学部情報テクノロジー学科科学科科目	2	2	

第4群	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	情 報 ネット ワ ーク	理工学部情報テクノロジー学科学科科目	2	3	2
第5群	マルチメディア 表現及び技術 (実習を含む。)	ヒューマンコンピュータ インタラクション	理工学部情報テクノロジー学科学科科目	2	2	2
		マルチメディア工学	理工学部情報テクノロジー学科学科科目	2	2	
		メカトロニクス	理工学部情報テクノロジー学科学科科目	2	3	
第6群	情 報 と 職 業	情 報 と 職 業	理工学部情報テクノロジー学科学科科目	2	2	2
上記、第1群～第6群より適宜選択						18
「教 科 に 関 す る 科 目」 合 計						32

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要 単 位 数
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種 の機会の提供等					
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2
		各教科の指導法	情 報 科 教 育 法	教職課程科目	2	3	4
			情報科教育法特論	教職課程科目	2	3	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2
		進路指導の理論及び方法					
		教育相談（カウンセ リングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法	教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	3
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4	
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2
「教 職 に 関 す る 科 目」合 計							29

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	情報科教育法 又は 情報科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《社会情報学部 社会情報学科》

数 学〔中学校・高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数	
					中学校	高等学校
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4	
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *		
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2	
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *		
外国語コミュニケーション	イングリッシュコミュニケーションI	社会情報学部外国語科目	2	1	2	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2	

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数	
						中学校	高等学校
第1群	代 数 学	数 理 代 数 I	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	4	
		数 理 代 数 I 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	3		
		数 理 代 数 II	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3		
		離 散 数 学	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2		
		数 理 代 数 特 別 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3		
第2群	幾 何 学	構 造 幾 何 I	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	4	
		構 造 幾 何 I 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	2		
		構 造 幾 何 II	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3		
		構 造 幾 何 II 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	3		
		集 合 と 位 相	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3		
		集 合 と 位 相 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	3		
		構 造 幾 何 特 別 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3		
第3群	解 析 学	数 理 解 析 基 礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	4	
		数 理 解 析 基 礎 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	2		

		数　　の　　歴　　史	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		現　象　の　数　理	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		現　象　の　数　理　演　習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	2	
		複　素　解　析	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
		複　素　解　析　演　習	社会情報学部社会情報学科学科科目	1	3	
第4群	「確率論、統計学」	確　　率　　統　　計	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	2
		数　理　フ　ァ　イ　ナ　ン　ス	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
第5群	コ　ン　ピ　ュ　ー　タ	プ　ロ　グ　ラ　ミ　ン　グ　基　礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	2
		プ　ロ　グ　ラ　ミ　ン　グ　基　礎　演　習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
上記、第1群～第5群より適宜選択						12
「教　科　に　関　す　る　科　目」　合　計						28

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要単位数	
第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項					中学校	高等学校
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	2
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	2
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	4
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	2
第四欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		各教科の指導法	数 学 科 教 育 法	教職課程科目	4	3	8	8
			数学科教育法特論	教職課程科目	4	3		
		道徳の指導法	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	2
		教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法	教 育 相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	2
第五欄	教育実習		中 等 教 育 実 習 I	教職課程科目	1	3	5	3 ☆
			★中等教育実習ⅡA	教職課程科目	2	4		
			★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4		
第六欄	教職実践演習		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2	2
「教 職 に 関 す る 科 目」合 計							37	33

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

☆高等学校1種免許状取得のためには「中等教育実習Ⅰ」（1単位）および「中等教育実習ⅡB」（2単位）を必修とする。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	数学科教育法 又は 数学科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡA 中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の教員免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。なお、中学校の教員免許状取得においての該当科目はない。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

《社会情報学部 社会情報学科》

情 報〔高等学校〕

A 「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の履修

下記の4科目については、教員免許状取得のための必修科目であり、かつ一度修得すれば、免許状の種類に関係なく通用する。なお、低い年次で修得すること。

「法学（日本国憲法を含む）A」および「法学（日本国憲法を含む）B」の2科目4単位を必ず修得すること。

「スポーツ運動実習」は1単位科目なので、必ず2科目以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
日 本 国 憲 法	法学(日本国憲法を含む) A	青山スタンダード科目	2	2 *	4
	法学(日本国憲法を含む) B	青山スタンダード科目	2	2 *	
体 育	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	2
	ス ポ ー ツ 運 動 実 習	青山スタンダード科目	1	2 *	
外国語コミュニケーション	イングリッシュコミュニケーションI	社会情報学部外国語科目	2	1	2
情報機器の操作	情 報 ス キ ル I	青山スタンダード科目	2	1	2

*：教職申請者のみ1年次より履修申請可

B 「教科に関する科目」の履修

太字科目は必修

科目群	教育職員免許法施行規則における教科に関する科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	各群最低必要単位数
第1群	情報社会及び情報倫理	ソリューション入門	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	1	2
		情 報 化 社 会 と 法	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		情 報 倫 理	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
第2群	コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	情 報 科 学 概 論	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	1	4
		コ ン ピ ュ ー タ 実 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	1	
		情 報 科 学 基 礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		アルゴリズムとデータ構造	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		デ ー タ ベ ー ス 基 礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		オブジェクト指向プログラミング	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		オブジェクト指向プログラミング演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
第3群	情 報 シ ス テ ム (実習を含む。)	システム分析・設計基礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	4
		システム分析・設計基礎演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		情 報 シ ス テ ム 計 画	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
		システム分析・設計応用	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
		データベースシステム	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
		情 報 シ ス テ ム 演 習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	

第4群	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	コンピュータネットワーク基礎	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	2
		サーバー構築演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
		ネットワーク構築演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
第5群	マルチメディア 表現及び技術 (実習を含む。)	ウェブ論	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	2
		ウェブコンテンツ作成演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
		ウェブプログラミング演習	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	3	
第6群	情報と職業	情報と職業	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	2
		情報産業論	社会情報学部社会情報学科学科科目	2	2	
上記、第1群～第6群より適宜選択						14
「教科に関する科目」合計						30

C 「教職に関する科目」の履修

太字科目は必修

教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表			本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置 年次	最低必要 単 位 数	
第一 欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項						
第二 欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の 役割	教 職 論	教職課程科目	2	2	2	
		教員の職務内容（研修、 服務及び身分保障等を含む。）						
		進路選択に資する各種 の機会の提供等						
第三 欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想	教 育 原 理 A	教職課程科目	2	1	2	
		幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。）	教 育 心 理	教職課程科目	4	1	4	
		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	教 育 原 理 B	教職課程科目	2	1	2	
第四 欄	教育課程及び指導法 に関する科目	教育課程の意義及び編 成の方法	教育課程編成法(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		各教科の指導法	情 報 科 教 育 法	教職課程科目	2	3	4	
			情報科教育法特論	教職課程科目	2	3		
		特別活動の指導法	特別活動論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
	生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関 する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)	教育方法の研究(中等)	教職課程科目	2	3	2	
		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論(中等)	教職課程科目	2	3	2	
第五 欄	教育実習	進路指導の理論及び方法	教育相 談 (中等)	教職課程科目	2	3	2	
		教育相談（カウンセリ ングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及 び方法						
第六 欄	教職実践演習	中等教育実習Ⅰ	教職課程科目	1	3	3		
		★中等教育実習ⅡB	教職課程科目	2	4			
		※教職実践演習(中・高)	教職課程科目	2	4	2		
「教 職 に 関 する 科 目」 合 計								29

【注】★および※は、前年度9月に予備登録した者が履修できる。

★は、実習校での「本実習」と、本学での「実習前指導」および「事後指導」を含む。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階	第3段階
		第1段階に合格した場合のみ履修できる	第2段階に合格した場合のみ履修できる
(1年次配置科目)	(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
教育原理A 教育心理 教育原理B	教職論	情報科教育法 又は 情報科教育法特論 中等教育実習Ⅰ	中等教育実習ⅡB 教職実践演習(中・高)

D 「教科又は教職に関する科目」の履修

教育職員免許法で設定されている「教科又は教職に関する科目」の性格は、B「教科に関する科目」・C「教職に関する科目」の科目区分とは異なり、以下の(イ)および(ロ)の単位をこれに充当する。

(イ) B・Cのそれぞれの最低必要単位数を超過して修得した単位

(ロ) 「教科又は教職に関する科目」として特に文部科学省より認定を得ている授業科目により修得した単位

下記の1科目が、高等学校の免許状取得において、本学が認定を得ている該当科目である。

	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単 位	配置年次
「教科又は教職に関する科目」として特に認定を得ている科目	道徳教育指導法(中等)	教職課程科目	2	3

IV 教育実習（幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習）

1. 履修条件.....97
2. 教育実習Ⅰ（「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」「中等教育実習Ⅰ」）の概要と履修登録.....97
3. 教育実習Ⅱ（「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」）の概要と履修登録.....97

IV. 教育実習（幼児教育実習・初等教育実習・中等教育実習）

教育実習は、学校において教育実践に従事し、経験豊富な教諭の指導を受けつつ、大学で学んだ理論を体験的に検証するとともに、自己の教員としての可能性と将来に向けての課題を確認するものである。教育実習については、他の教職課程関係の科目と異なる履修条件、事務手続き等があるので、以下の各項目を十分に理解し、誤りなく履修すること。

なお、教育実習は、幼児・初等・中等の各教育実習に分けて開講するが、本説明はこれらのすべてに共通するものである。

1. 履修条件

- (1) 教育実習は、3年次配置の幼児・初等・中等ごとの「教育実習Ⅰ」と、4年次配置の幼児・初等・中等ごとの「教育実習Ⅱ」とに分けて段階的に履修し、ⅠとⅡの両方を幼児・初等・中等ごとに修得して、初めて教育実習の必要単位を満たすことになる。

- (2) 教育実習には、履修順序が設定されている。（本手引のそれぞれの免許における「履修順序適用科目」参照のこと）

「教育実習Ⅰ」の履修は、履修順序適用科目の第1段階にかかげる科目について合格した者。

「教育実習Ⅱ」の履修は、履修順序適用科目の第2段階にかかげる科目について合格した者で、次の3項目について満たしている者。

- ①実習予定の前年度に予備登録の済んでいる者
- ③実習予定の年度内に免許状授与申請に必要な科目を修得見込の者
- ④教職を第一志望とし、教員採用試験受験予定の者

2. 教育実習Ⅰ（「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」「中等教育実習Ⅰ」）の概要と履修登録

- (1) 教育実習Ⅰは、「実習校における実習」に臨むにあたって、事前に必要な指導を講義・演習を通して行う科目である。
- (2) 内容としては、勤務・教科指導・生徒指導・その他実習における実際の場面に即した事柄を中心とする。
- (3) 3年次の4月に履修登録を行い、前期に開講される授業を受講する。教育実習Ⅰは教員として勤務するための準備として行うものであり、欠席は認めない。
- (4) 教育実習Ⅰの授業は、幼稚園、小学校、中学校・高等学校別実施するが、中・高についてはさらに教科別にクラス指定をするのでこれに従うこと。
- (5) 「幼児教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅰ」は、どちらか1つしか履修できない。「教育実習Ⅰ」の履修は、次年度の「教育実習Ⅱ」の履修に関連してくるため、複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合はp.98の3(9)を参考に熟考すること。

3. 教育実習Ⅱ（「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」）の概要と履修登録

- (1) 教育実習Ⅱは、大学における「実習前指導」、「実習校における実習」および実習終了後の大学における「事後指導」である。
- (2) 実習期間は本学の場合多くは幼児教育実習（幼稚園）、初等教育実習（小学校）は4週間、中等教育実習（中学校）は3週間、中等教育実習（高等学校）は2週間である。
- (3) 「実習前指導」は、3年次に履修した「教育実習Ⅰ」での指導内容等を、教育実習実施年度に再確認し、併せて教育実習の意義・心構えを喚起することを目的とする。必ず出席すること。
- (4) 「実習前指導」は、実習校での教育実習の時期に分けて実施される（前期：7月までに終わる教育実習を対象、後期：8月以降の教育実習を対象）。4年次の4月から7月にかけて教職課程掲示板に日

時・場所・担当者を発表するので各自確認すること。

- (5) 「実習校における実習」の内容は、観察・参加・(教壇)実習に分けられるが、中でも(教壇)実習が大きな意味をもっている。教育実習Ⅰでの講義をもとに、実習校の教諭の指導を受けつつ、指導(教科・生徒・特別活動・道徳)のあり方を体験的に学ぶことになる。
- (6) 「実習校における実習」は大学で理論的に学んだ教育の原理や心理、教科についての専門知識、教科教育法、および実習生の人格等が、教員としての職務を通して総合的に試される場であるから、3年次終了までに、実習に臨む態勢を十分整えておくことが必要である。なお、教科についての専門知識は、「教科に関する科目」において修得する内容である。
- (7) 「事後指導」は、実習終了後、大学において各自の実習について検討を加え、教育実習の成果と意味を確認して、教員としての力量と資質の向上に資することを目的とする。
- (8) 「事後指導」は、前期・後期のそれぞれの教育実習に応じ実施される。4年次の6月から12月にかけて教職課程掲示板に日時・場所・担当者を発表するので、該当するものに必ず出席すること。「事後指導」は必修なので、出席しない場合、教育実習Ⅱが不合格となる。
- (9) 教育実習Ⅱの履修登録については、前年度の教育実習Ⅱ・教職実践演習予備登録をもとに事前登録される。4年次の教育実習・教職実践演習説明会に必ず出席し、その指示に従うこと。
 なお、教育学科生で複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は、教育実習Ⅱを次表の通りに履修する必要がある。「幼児教育実習Ⅱ」の履修者は幼稚園で、「初等教育実習Ⅱ」履修者は小学校で、「中等教育実習ⅡA・ⅡB」履修者は中学校もしくは高等学校で教育実習を行う。なお、「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習ⅡA・ⅡB」は1つしか履修できない。

希望する免許状校種の組み合わせ	履 修 方 法
「幼稚園」+「小学校」	「幼児教育実習Ⅰ・Ⅱ」または「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」(※1)
「幼稚園」+「小学校」+「中学校」	「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」
「幼稚園」+「小学校」+「中学校」+「高等学校」	「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」+「中等教育実習Ⅰ」
「小学校」+「中学校」+「高等学校」	「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ」+「中等教育実習Ⅰ」
	「中等教育実習Ⅰ・ⅡA・ⅡB」+「初等教育実習Ⅰ」(※2)
「中学校」+「高等学校」	「中等教育実習Ⅰ・ⅡA・ⅡB」

(※1) 幼児教育実習と初等教育実習はどちらかしか履修することはできない。

(※2) この場合には、「幼稚園」の免許状は取得できない。

V 教職実践演習

1. 履修条件101
2. 教職実践演習（「教職実践演習(幼)」 「教職実践演習(小)」
「教職実践演習(中・高)」）の概要と履修登録101
3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法.....101

V 教職実践演習（教職実践演習（幼）・教職実践演習（小）・教職実践演習（中・高））

「教職実践演習」は、教職課程履修の総括科目として、4年次後期に必修科目として配置され、教員養成段階で修得すべき教員として必要な知識技能・資質能力を、どのように獲得できたかの確認（点検と評価）を目的とするものである。「教職実践演習」の履修については、『教職課程履修カルテ』が完全に記入済みであることが前提となるので、教職志望者は1年次から『教職課程履修カルテ』に必要事項を記録し、大切に管理して、「教職実践演習」の受講時に担当者の点検を受けられるよう整えておかなくてはならない。

なお、「教職実践演習」は、受講者の実習校の校種に応じて（幼）・（小）・（中・高）に分けて開講するが、本説明はこれらすべてに共通するものである。

1. 履修条件

- （1）「教職実践演習（幼）」「教職実践演習（小）」「教職実践演習（中・高）」の履修については、それぞれ「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習Ⅱ」と同じ履修順序が設定されているので、各自確認すること。
- （2）「教職実践演習」は、教員養成大学が各教職課程履修者について「教員として必要な知識技能・資質能力」の獲得の成否を、養成大学の責任において確認し評価する役割を担うものであり、そこで設けられる「必要な水準」は、教員養成に現在期待されている水準を考えた場合、相当高いことを認識しておくこと。

2. 教職実践演習（「教職実践演習（幼）」「教職実践演習（小）」「教職実践演習（中・高）」）の概要と履修登録

- （1）「教職実践演習」では、『教職課程履修カルテ』をはじめ『学習指導要領』等の資料を用いて、個人発表、グループ協議、模擬授業、ロール・プレイング、事例研究等を行う。その際、教育実習やその後の事後指導で明らかになった課題を重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導も行う。
- （2）履修は、教育実習（本実習）を行った校種（幼稚園、小学校、中学校・高等学校別）のものに限る。なお、中学校・高等学校については教科別にクラス指定がされる。
- （3）履修登録は、前年度（3年次後期）の「教育実習Ⅱ」とともに予備登録を行い、これをもとに事前登録される。なお、教育学科生で複数校種にまたがって免許状の取得を希望する場合は、次表の通り「教育実習Ⅱ」に対応する教職実践演習を履修すること。

「幼児教育実習Ⅱ」	「教職実践演習（幼）」
「初等教育実習Ⅱ」	「教職実践演習（小）」
「中等教育実習Ⅱ」	「教職実践演習（中・高）」

- （4）「教職実践演習」の授業については、履修登録を確認次第、担当者の「講義内容」を確認して準備するとともに、開講時における担当者からの指示に従うこと。

3. 『教職課程履修カルテ』の記入方法

- （1）『教職課程履修カルテ』は1年次の教職課程オリエンテーションにおいてのみ配付し、再発行しないので、免許状を取得するまでは、決して紛失しないこと。また、破損・汚損等のないよう自己管理を徹底すること。
- （2）記入欄としては、共通事項として「プロフィール」「教職課程における自己評価（各年次）」「介護等体験における自己評価」「教育実習における自己評価」「学校ボランティアにおける自己評価」「課外

活動における自己評価」、修得事項として「教職に関する科目」「教科に関する科目」等が設けてある。各人が実際に記入する欄・項目は、それぞれが取得する教員免許状の種類、教育活動等によって差異があるので、必要な箇所を確認して遺漏や間違いのないよう注意すること。記入すべき事項が多い場合に、当該欄のコピーを作成して順次挿入することは特に問題ない。

- (3) 記入に当たっては、上記 2. の説明を参考にして「教職実践演習」の目的と内容を理解し、実際の演習において『教職課程履修カルテ』が活用され、演習の趣旨が積極的に生かされるよう、最善の努力を積み重ねること。
- (4) 記入は要点を的確に押さえ、正確を期すること。評価する視点から記入する場合には、該当ページに記載されている評価基準を参考にし、客観性の確保を工夫するとよい。これらはすべて、将来教員になった時に不可欠な能力である。
- (5) その他、『教職課程履修カルテ』の具体的な記入要領・取扱方法については、冊子に掲載されている説明のほか、各人が受講する「教職実践演習」の担当者の指示に従うこと。

Ⅵ 教育職員免許状の授与申請

1. 授与申請手続について105
2. 教育職員免許状授与証明書の交付105
3. 教育職員免許状の再交付105

Ⅵ 教育職員免許状の授与申請

教育職員免許状は、所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に授与申請を行って、初めて取得できる。申請は個人でもできるが、本学の教職課程を履修し翌年3月に卒業する見込みのある者については、単位証明において審査基準の微妙な適用問題を含まないかぎり、教職課程課で取りまとめ東京都教育委員会に一括申請している。なお、理工学部生および社会情報学部生については、相模原事務部学務課教職課程担当で取りまとめ、神奈川県教育委員会に一括申請する。以下はこの一括申請に関する説明と注意事項である。

1. 授与申請手続について（大学一括申請）

一括申請は卒業（修了）と同時に教員免許状の授与を受けることができる申請方法で、大学一括申請受付時において翌年3月までに青山学院大学において当該免許状の授与に必要な単位をすべて修得し、卒業（修了）する見込みのある学生が申請できる。

教職課程課では、①9月下旬から10月上旬の一定期間に、学生本人による申請内容の確認・宣誓・申請料の納付、その他の授与申請手続を受け、②それらを一括して東京都教育庁に仮申請し、③翌年3月に、卒業（修了）年度において履修した当該免許状授与に必要な単位の修得および卒業（修了）の可否を確認して、申請を正式に確定する。④東京都教育庁から交付された免許状は、学位授与式当日に、教職課程課から当該学生に手渡すことになる。（p.126参照）

学生諸君は、4年次9月下旬から10月上旬の「教育職員免許状大学一括申請手続」を確実に行う必要がある。

なお、神奈川県での一括申請方法については相模原事務部学務課教職課程担当より周知する。

2. 教育職員免許状授与証明書の交付

教員免許状を取得した者が教員免許状の授与証明書を必要とする場合は、免許状の授与申請をした教育委員会（文系学部の一括申請は東京都教育委員会、理工学部および社会情報学部は神奈川県教育委員会）に交付申請を行う。

3. 教育職員免許状の再交付

教員免許状の再交付が認められるのは、火災・水害等の自然災害により亡失し、市・区・町・村長などの証明がある場合に限られている。単なる紛失を理由としては再交付されないため、免許状を紛失するようないきなり気をつけること。また、自分の免許状の記号番号・授与年月日・主要な裏書事項などは必ず控えておくこと。

VII 資格課程の履修

1. 資格課程履修上の諸注意109
2. 資格課程の登録申請と関係諸費用109

Ⅶ 資格課程の履修

1. 資格課程履修上の諸注意

本学では、司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員の4資格について、「生涯学習社会の成熟と運営に寄与する支援的専門職の育成の課程」として位置づけ、運営している。

資格課程の履修を、学士課程（4年制大学の卒業に係る課程）の履修と交錯させて進めることは、大変困難である。これは、教職課程もまったく同じだが、相当な努力が必要なうえ、履修計画上のリスクを伴う。資格課程の履修はあくまで諸君の自主的な判断と実行力を基盤とするものなので、大学としては、資格課程に係る全ての単位の修得を保証しない。『教職課程履修の手引』『授業要覧』等をよく読み、適切な履修計画を立てること。

下記は、本学における資格課程を履修するうえでの注意事項である

- (1) 大学は、資格の単位が標準修業年限（4年間）で取得できることを保証しない。大学は基本的に各学部学科の教育・研究活動の展開に即したカリキュラム編成に主導権があり、資格課程の履修は、時間割上各学部学科の専門科目と重なることなどで、4年間では卒業と両立しない事態が起こりうることを認識しておくこと。また、教員免許状の取得を同時に希望したり、履修上のミスで必要単位を不合格にした場合、当然トラブルの発生や拡大は起きやすく、これらは自己責任を免れない。
- (2) 司書、社会教育主事、学芸員など司書教諭を除く各資格に実習を伴う科目があるが、実習に臨む態度に問題があり、実習先や指導教官との間にトラブルを起こして、本学に不利益を与えたり、名誉を傷つけた場合には、学則により処分することがある。
- (3) 本書によって4年間の各時期にどのような行事があるか確認し、各時期に教職課程課の掲示・学生ポータルに注意するとともに、毎年度、年度初頭の資格課程関連のオリエンテーションに出席して、対応が必要な事項を確認し、指示に従って行動すること。

2. 資格課程の登録申請と関係諸費用

資格課程の履修を希望する者は、前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、資格課程の履修を継続する意思がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。また、申請内容の変更・取消等を希望する場合も、同じ要領で手続きができる。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消は出来ない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課（相模原キャンパスは学務課教職課程担当）窓口にて相談すること。

資格課程を履修する者は、授業料等とは別に下記の資格課程料を納付しなければならない。

- (1) 資格課程料…資格取得の希望を申請する者は、毎年前期履修登録期間内にWebの履修登録画面から資格申請をし、それぞれの資格について3年次、または4年次のいずれかの年次のうち初めて資格申請した年次の後期分学費納付時に8,000円を納付すること。（在学中1回の納付。一旦納付された資格課程料はいかなる理由があっても返還しない。資格取得希望の申請は毎年行うのが原則なので、ほとんどの者は3年次に納付することになる。）
- (2) その他に係る経費は、資格ごとに異なるので、それぞれの資格のページを参照のこと。
- (3) 資格申請をしないと履修できない科目があるので、注意すること。
- (4) 4年次で資格取得見込証明書の発行を希望する場合は、発行希望年度においても資格課程の登録申請が必要となる。

VIII 本学で取得可能な資格と必要単位

1. 司書教諭	114
2. 司書	115
3. 社会教育主事	117
4. 学芸員	119

Ⅷ 本学で取得可能な資格と必要単位

本学で取得できる資格は次のとおりである。

学 部	学 科	資 格 の 種 類
文学部	英米文学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	フランス文学科	
	日本文学科	
	史学科	
	比較芸術学科	司書・社会教育主事・学芸員
教育人間科学部	教育学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	心理学科	司書・社会教育主事・学芸員
経済学部	経済学科	司書・社会教育主事・学芸員
	現代経済デザイン学科	
法学部	法学科	司書・社会教育主事・学芸員
経営学部	経営学科	司書・社会教育主事・学芸員
	マーケティング学科	
国際政治経済学部	国際政治学科	司書・社会教育主事・学芸員
	国際経済学科	
	国際コミュニケーション学科	
総合文化政策学部	総合文化政策学科	司書・社会教育主事・学芸員
理工学部	物理・数理学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
	化学・生命科学科	
	電気電子工学科	
	機械創造工学科	
	経営システム工学科	司書・社会教育主事・学芸員
	情報テクノロジー学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
社会情報学部	社会情報学科	司書教諭・司書・社会教育主事・学芸員
地球社会共生学部	地球社会共生学科	司書・社会教育主事・学芸員

1. 司書教諭

「司書教諭」とは

学校図書館の専門的職務を担うために必要な資格である。

「司書教諭」資格取得の根拠法令等

「学校図書館法」「学校図書館司書教諭講習規程」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される下記授業科目の単位を修得し、教員免許状(小学校・中学校・高等学校のいずれか)を取得することが必要となる。また、本学在学中に他大学等の機関において修得した単位を利用することによる司書教諭資格の取得は行えないものとする。

太字科目は必修

学校図書館司書教諭講習規程に掲げる科目	本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディア	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
読書と豊かな人間性	読書教育論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
情報メディアの活用	情報メディア利用論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	2
司書教諭資格取得のための最低必要単位数					10

司書教諭資格の取得希望申請方法

司書教諭資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内に Web の履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。司書教諭資格の申請を行わなければ、科目履修ができない場合があるので注意すること。また、4 年次(卒業見込年次)において司書教諭資格の申請を行わなければ司書教諭授与申請(大学一括申請)の対象とならないので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、司書教諭資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外に申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課(相模原キャンパスは学務課教職課程担当)窓口にて相談すること。

司書教諭資格課程料

司書教諭資格の取得希望を申請した者は、3 年次または 4 年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に 8,000 円を納付すること。(在学中 1 回の納付。一旦納付された司書教諭資格課程料は返金しないので注意すること。)

司書教諭授与申請(大学一括申請)

本学において司書教諭取得に係る必要単位をすべて修得し、4 年次(卒業見込年次)終了までに、小学校・中学校・高等学校のいずれかの免許状を取得する見込の者を対象に、4 年次(卒業見込年次)後期に司書教諭授与申請(大学一括申請)を受け付ける。なお、この大学一括申請時には、申請手数料(400 円)および「修了証書」郵送料が必要となる。

この大学一括申請を行った者は、その次年度に東京学芸大学で、本学在学中に修得した司書教諭資格に係る単位の認定を受けることにより、学校図書館司書教諭講習課程を修了したとみなされ、司書教諭資格の取得が可能である。(学校図書館司書教諭講習規程第 3 条、第 5 条)

学校図書館司書教諭講習課程修了者には、文部科学省から「修了証書」が授与される。(同第 6 条)

2. 司書

「司書」とは

公共図書館の専門職員となるための資格である。

「司書」資格取得の根拠法令等

「図書館法」「図書館法施行規則」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される下記授業科目の単位を修得し、学士の学位を有することが必要となる。

太字科目は必修

図書館法施行規則に掲げる科目		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目 (甲群)	生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	26
	図書館概論	図書館情報学概論(注1)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	図書館制度・経営論	図書館システム経営論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	図書館情報技術論	情報技術論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	図書館サービス概論	図書館システムサービス論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	情報サービス論	情報サービス論Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	児童サービス論	児童サービス論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	情報サービス演習	情報サービス論Ⅱ(注1)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		情報サービス論Ⅲ(注1)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	図書館情報資源概論	情報メディア論A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	情報資源組織論	メディア組織法Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	情報資源組織演習	メディア組織法Ⅱ(注1)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		メディア組織法Ⅲ(注1)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
選択必修科目 (乙群)	図書館基礎特論	①情報メディア論C	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4
	図書館サービス特論	①教育学特論K	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	図書館情報資源特論	①情報メディア論B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	図書・図書館史	①図書館情報文化論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
	図書館施設論	—	—	—	—	
	図書館総合演習	①図書館情報学実習B(注2)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	4	
	図書館実習	①図書館情報学実習A(注2)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	4	
司書資格取得のための最低必要単位数						30

・①は2科目以上選択必修。

(注1) 「情報サービス論Ⅱ」、「情報サービス論Ⅲ」、「メディア組織法Ⅱ」、「メディア組織法Ⅲ」は、「図書館情報学概論」に合格した翌年度以降に履修することができる。

(注2) 「図書館情報学実習A」、「図書館情報学実習B」は、どちらか1科目のみ履修が可能であり、当該科目のオリエンテーションに出席し、許可を得た者のみが履修できる(選考を実施する場合がある)。当該科目のオリエンテーションは年度初頭行事日程で確認すること。

司書資格の取得希望申請方法

司書資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内に Web の履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。司書資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、司書資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課（相模原キャンパスは学務課教職課程担当）窓口にて相談すること。

司書資格課程料

司書資格の取得希望を申請した者は、3 年次または 4 年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に 8,000 円を納付すること。（在学中 1 回の納付。一旦納付された司書資格課程料は返金しないので注意すること。）なお、4 年次（卒業見込年次）の前期履修登録期間内に司書資格の取得希望申請を行った者には、卒業時に、司書となる資格を取得したことを証明する「司書資格 単位修得証明書」ならびに「司書資格課程修了証書」を交付する。

○履修順序適用科目

第 1 段階	第 2 段階
2 年次以降履修できる	第 1 段階の科目に合格した翌年度以降にのみ履修できる
（2 年次配置科目）	（3・4 年次配置科目）
図書館情報学概論	情報サービス論Ⅱ 情報サービス論Ⅲ メディア組織法Ⅱ メディア組織法Ⅲ

3. 社会教育主事

「社会教育主事」とは

地域の社会教育活動に携わる専門職員となるための資格であり、都道府県・市区町村の教育委員会の職員として、地域の公民館や教育関連施設において青少年教育や生涯学習等の社会教育活動に関する指導・助言を行う専門職である。

「社会教育主事」資格取得の根拠法令等

「社会教育法」「社会教育主事講習等規程」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される下記授業科目の単位を修得し、卒業後に地方公務員採用試験に合格したうえで、教育委員会等で1年以上にわたって社会教育主事補として経験を積むことなどにより、都道府県・市区町村教育委員会から、社会教育主事として任用される資格を得ることができる。

太字科目は必修

社会教育主事講習等規程に掲げる科目		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要 単 位 数
生涯学習概論		生涯学習概論Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	4
		生涯学習概論Ⅱ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
社会教育計画		社会教育計画Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4
		社会教育計画Ⅱ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	4
		社会教育課題研究Ⅱ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
社会 教 育 特 講	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	高齢化社会と教育	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	12 (社会教育特講Ⅰ～Ⅲにわたって履修することが望ましい)
		青年期と教育	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		ジェンダーと教育	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		家庭教育A(注3)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		家庭教育B(注3)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		青年文化論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		老年学	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
	社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	図書館情報学概論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		博物館概論	文学部史学科学科科目	2	2・3のみ	
		ミュージアム概論	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2	
		視聴覚教育メディア論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		ボランティア教育論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		地域ネットワーク論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		キャリア教育A(注3)	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	
		キャリア教育B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	
		スポーツ・レクリエーション論	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3	

社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	出版ジャーナリズムⅠ	文学部共通科目	2	2
	出版ジャーナリズムⅡ	文学部共通科目	2	2
	教育原理A（注１）	教職課程科目	2	1
	教育原理B（注１）	教職課程科目	2	1
	教育学概説（注２）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1
	教育学概説Ⅱ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3
	教育思想概説（注２）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1
	教育制度概説（注２）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	1
	宗教教育学（注３）	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2
	比較教育学	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3
	異文化理解教育	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3
	高等教育論A	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2
	高等教育論B	教育人間科学部教育学科学科科目	2	3
	学校経営と学校図書館	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2
社会教育主事資格取得のための最低必要単位数				24

(注1) 教育人間科学部教育学科生は履修できない。

(注2) 教育人間科学部教育学科以外の学生は履修できない。

(注3) 教育人間科学部以外の学生は履修できない。

社会教育主事資格の取得希望申請方法

社会教育主事資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内に Web の履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。社会教育主事資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、社会教育主事資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課(相模原キャンパスは学務課教職課程担当)窓口にて相談すること。

社会教育主事資格課程料

社会教育主事資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に8,000円を納付すること。(在学中1回の納付。一旦納付された社会教育主事資格課程料は返金しないので注意すること。)なお、4年次(卒業見込年次)前期履修登録期間内に社会教育主事資格の取得希望申請を行った者には、卒業時に、社会教育主事となる資格を取得したことを証明する「社会教育主事資格 単位修得証明書」を交付する。

4. 学芸員

「学芸員」とは

博物館や美術館等の専門職員となるための資格であり、博物館・美術館・水族館・動物園・植物園等において、資料の収集、保管、展示及び調査研究等を行う専門職である。

「学芸員」資格取得の根拠法令等

「博物館法」「博物館法施行規則」

本学での取得方法

上記の根拠法令等に基づいて本学において開設される授業科目の単位を修得し、学士の学位を有することが必要となる。

本学における学芸員資格取得のための履修方法は、次頁の表のとおり①「文学部史学科学科科目を中心に履修する方法」と②「総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目を中心に履修する方法」の2つがある。史学科の学生および比較芸術学科の学生は①の方法で、総合文化政策学科の学生は②の方法で履修すること。

なお、上記3学科以外の学生は、①と②の履修方法のうちどちらか一つを選択すること。履修にあたっては履修順序が適用される科目があるので、履修順序第1段階から計画的に進めること。履修上の問題が生じた場合は、速やかに教職課程課まで相談すること。

なお、「博物館概論」と「ミュージアム概論」、「博物館経営論」と「ミュージアム経営論」、「博物館資料論」と「ミュージアム資料論」、「博物館資料保存論」と「ミュージアム資料保存論」、「博物館展示論」と「ミュージアム展示論」、「博物館教育論」と「ミュージアム教育論」、「博物館情報・メディア論」と「ミュージアム情報・メディア論」、「博物館実習Ⅰ」と「ミュージアム実習Ⅰ」、「博物館実習Ⅱ」と「ミュージアム実習Ⅱ」は、それぞれどちらか1科目しか履修できない。

学芸員資格の取得希望申請方法

学芸員資格の履修を希望する者は、前期履修登録期間内に Web の履修登録画面から「教職・各種資格申請」の画面を開き登録すること。学芸員資格申請を行わなければ履修できない科目があるので注意すること。なお、前年度の申請内容は毎年度末にクリアされるので、学芸員資格の履修を継続する意志がある場合には、毎年度、前期履修登録期間内にこれと同じ要領で申請を更新すること。前期履修登録期間以外は申請の変更・取消はできない。後期より申請の追加を希望する場合は、教職課程課（相模原キャンパスは学務課教職課程担当）窓口にて相談すること。

学芸員資格課程料

学芸員資格の取得希望を申請した者は、3年次または4年次のいずれかの年次のうち初めて取得希望申請をした年次の後期分学費納付時に8,000円を納付すること。（在学中1回の納付。一旦納付された学芸員資格課程料は返金しないので注意すること。）なお、4年次（卒業見込年次）の前期履修登録期間内に学芸員資格の取得希望申請を行った者には、卒業時に、学芸員となる資格を取得したことを証明する「学芸員資格 単位修得証明書」ならびに「学芸員資格課程修了証書」を交付する。

① 文学部史学科学科科目を中心に履修する方法

太字科目は必修

博物館法施行規則に掲げる科目		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
	博物館概論	博物館概論（注１）	文学部史学科学科科目	2	2・3のみ	2
	博物館経営論	博物館経営論（注１）	文学部史学科学科科目	2	2・3のみ	2
	博物館資料論	博物館資料論（注１）	文学部史学科学科科目	2	2・3のみ	2
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	文学部史学科学科科目	2	2	2
	博物館展示論	博物館展示論	文学部史学科学科科目	2	2	2
	博物館教育論	博物館教育論	文学部史学科学科科目	2	2	2
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	文学部史学科学科科目	2	2	2
	博物館実習	博物館実習Ⅰ（注１）	文学部史学科学科科目	2	3のみ	2
文学部比較芸術学科学科科目			2			
博物館実習Ⅱ（注１）		文学部史学科学科科目	2	4のみ	2	
		文学部比較芸術学科学科科目	2			
学芸員資格取得のための最低必要単位数						20

(注1) 「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館実習Ⅰ」、「博物館実習Ⅱ」について

- ・「博物館実習Ⅰ」の履修については、2年次での予備登録が必要である。なお、受講者を制限する必要がある場合は、予備登録後に選抜試験を実施する。
- ・「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館実習Ⅰ」は館務実習を行う博物館等によって、「4年次に行う博物館館務実習の前に履修しておくこと」を要求されることが多い基本的な科目であるため、これらの科目を修得済みの者が「博物館実習Ⅱ」を履修することができる。但し、「博物館実習Ⅰ」は、3年次のみ履修できる。
- ・「博物館実習Ⅱ」は、「博物館実習Ⅰ」の授業の継続、および本学より依頼した博物館等における館務実習、本学において行う巡見旅行等への参加、または都内近郊所在の美術館・博物館等の見学会への参加。
- ・実習の詳細は学年はじめに受講者に指示する。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階
2・3年次のみ履修できる	3年次のみ履修できる	第1段階に合格した場合のみ履修できる
(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
博物館概論 博物館経営論 博物館資料論	博物館実習Ⅰ	博物館実習Ⅱ

② 総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目を中心に履修する方法

太字科目は必修

博物館法施行規則に掲げる科目		本学で修得すべき科目	本学の科目配置	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論Ⅰ	教育人間科学部教育学科学科科目	2	2	2
	博物館概論	ミュージアム概論（注２）	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ(注3)	2
	博物館経営論	ミュージアム経営論（注２）	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ(注3)	2
	博物館資料論	ミュージアム資料論（注２）	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2・3のみ(注3)	2
	博物館資料保存論	ミュージアム資料保存論	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2	2
	博物館展示論	ミュージアム展示論	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2	2
	博物館教育論	ミュージアム教育論	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2	2
	博物館情報・メディア論	ミュージアム情報・メディア論	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	2	2
	博物館実習	ミュージアム実習Ⅰ（注２）	総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	3のみ	2
ミュージアム実習Ⅱ（注２）		総合文化政策学部総合文化政策学科学科科目	2	4のみ	2	
学芸員資格取得のための最低必要単位数						20

(注2) 「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」、「ミュージアム実習Ⅰ」、「ミュージアム実習Ⅱ」について

- ・「ミュージアム実習Ⅰ」の履修については、2年次での予備登録が必要である。なお、受講者を制限する必要が生じた場合は、予備登録後に選抜試験を実施する。
- ・「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」、「ミュージアム実習Ⅰ」は館務実習を行う博物館等によって、「4年次に行う博物館館務実習の前に履修しておくこと」を要求されることが多い基本的な科目であるため、これらの科目を修得済みの者が「ミュージアム実習Ⅱ」を履修することができる。但し、「ミュージアム実習Ⅰ」は、3年次のみ履修できる。
- ・「ミュージアム実習Ⅱ」は、「ミュージアム実習Ⅰ」の授業の継続、および本学より依頼した博物館等における館務実習、または都内近郊所在の美術館・博物館等の見学会への参加。
- ・実習の詳細は学年はじめに受講者に指示する。

○履修順序適用科目

第1段階		第2段階
2・3年次のみ履修できる(注3)	3年次のみ履修できる	第1段階に合格した場合のみ履修できる
(2年次配置科目)	(3年次配置科目)	(4年次配置科目)
ミュージアム概論 ミュージアム経営論 ミュージアム資料論	ミュージアム実習Ⅰ	ミュージアム実習Ⅱ

(注3) 総合文化政策学科の学生は、自学科の専門科目として「ミュージアム概論」、「ミュージアム経営論」、「ミュージアム資料論」を4年次で履修することができるが、第1段階の科目に合格しないと第2段階の「ミュージアム実習Ⅱ」は履修できないので、履修順序に注意すること。

①②共通事項

以下の科目は、上記の必修科目に加えて本学で学芸員資格を取得する際に修得を推奨している科目である。学芸員資格取得への補完的な知識修得が期待できるものであり、かつ、博物館法施行規則第六条の試験認定の方法で学芸員資格を取得しようとする際には、これらの科目のうち2系列に渡る科目が試験科目に含まれるため、積極的に履修しておくことが望ましい。

	本学で推奨する科目	本学の科目配置	単位	配置年次
文化史	日本文化史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	日本文化史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
	東洋文化史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	東洋文化史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
	西洋文化史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	西洋文化史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
	文化財科学Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	文化財科学Ⅱ	文学部共通科目	2	2
美術史	日本美術史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	日本美術史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
	東洋美術史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	東洋美術史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
	西洋美術史Ⅰ	文学部共通科目	2	2
	西洋美術史Ⅱ	文学部共通科目	2	2
考古学	考古学概説（注4）	文学部史学科学科科目	2	1
	考古学特講(1)～(7)	文学部史学科学科科目	2	2
民俗学	史学特講A(5)	文学部史学科学科科目	2	1
	史学特講A(6)	文学部史学科学科科目	2	1

（注4） 考古学概説は史学科以外の学生は履修できません。

Ⅸ 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君に あらためて期待すること

Ⅸ 本学で教職課程・資格課程を学ぶ諸君にあらためて期待すること

本学で教職課程（学校における教育活動に示範的・指導的に従事する専門職の養成課程）あるいは資格課程（生涯学習社会の熟成と運営に寄与する支援の専門職の育成課程）を履修しようとしている諸君に、最後に、一人一人があらためて次の諸点を確認すること、そして履修する決断がついたら、その意思を大切に、人事を尽くされることを期待します。

第一は、これからの教員に特に求められる専門性と健康で強靱な心身を身に付けられるかです。

現在、先進諸国を中心に世界が文明史的な構造変革を遂げつつある中で、日本もようやく教育改革に着手しました。しかし改革実現に要する作業と、現在、学校教育や社会教育の現場が抱える生々しい諸問題への対処は、実際には、その大半がまさにその現場を職場とする教員や社会教育の専門職に、責任を伴って委ねられています。このような職務は、当面どのような分野でも避けられませんが、特に教育においては、幼児・児童・生徒の生涯にわたる発達の可能性を人権として守るという、教育の本質から要請されます。この職務の遂行には、学歴とか経歴ではない真に高い専門性と強い心身の支えが必要なことは言うまでもないでしょう。

あなたにはそれらを、大学での履修と自己努力で身に付けられますか。そして生涯にわたる教員としての勤務において、現実の状況に応じ、子どもたちに開かれた、真に探究的かつ実践的な人間存在としての生を歩みたいと思えますか。

第二は、教職の途を歩むについて、主体的な自己研修を堅実に重ねることができるかです。

「教職実践演習」と『教職課程履修カルテ』の新設が目指しているのは、現在およびこれからの時代の教育現場が必要とする教員の養成です。学校が環境の変化、児童・生徒・保護者・社会環境などからの期待や要求の多様化などに対応しつつ、児童・生徒の学習活動を組織化して「生きる力」の育成を図るためには、教員相互の連携・協力関係がますます重要で、その基盤として、自覚的に自らの教員としての資質や指導力を反省し点検して向上に努めることのできる自律的でしかも他者に開かれた教員が養成されなくてはなりません。これは、いわゆる指導力不足教員や不適応教員を生み出さないためにも重要です。

あなたは、教職課程の履修を始めるに当たって、このような自己研修を誠実に実行できる確信が持てますか。

第三は、教職課程ならびに資格課程の履修を、学士課程（４年制大学の卒業に係る課程）の履修と交錯させて進めることの困難さを乗り越えられるかです。

大学・高等教育の形骸化は日本に限った現象ではありませんが、特に日本では学歴化・学校歴化が社会と教育に病理的な現象を引き起こしています。とはいえ、現実にはあらゆる分野で専門的な知見と指導性を備えた人材への期待はますます高く、大学の教育課程は1990年代以前とは比べられないほど緻密に計画されたものになっていて、そこでの学習・自己開発をより高いレベルで達成することが不可欠です。このことは教職課程等も全く同じかそれ以上で、これを学士課程と交錯させて履修することには相当な努力が必要なうえ、履修計画上のリスクを伴います。大学としては、本書ⅠとⅡに記した体制と教職課程オリエンテーションで口頭説明した方針を前提として教職課程を運営しますが、教職課程等の履修はあくまで諸君の自主的な判断と実行力を基盤とするものであり、教員免許状等の取得は大学として保証しません。

諸君が大学入学で確保した４年間は、真に自分のために学ぶことのできる時間です。大学の教員も友人も同じ目的や志をもった者同士です。そのような機会を主体的に活かし、精一杯力を尽くしてください。学校では、そのように努力して人間的にも成長した諸君を、志を同じくする教員、また子どもたちも、本当に待っているのです。

教員免許状の一例（東京都・中学校教諭 1 種免許状・社会）

中学校教諭一種免許状

本籍地

氏名

昭和 年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

記
社会

平成 年 月 日

東京都教育委員会

印

平 中一第 号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等
青山学院大学教育人間科学部教育学科
十二単位以上修得の分野名 *
卒業又は修了の年月日 平成 年 月 日

修得単位
教科に関する科目 二〇単位以上
教職に関する科目 三二単位以上
教科又は教職に関する科目 八単位以上
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

資格認定試験
監査審判 * 合格年月日 *
試験実施機関 *

有効期間の満了の日 平成 年 月 日

備考 *

教員免許状の一例（神奈川県・中学校教諭１種免許状・数学）

中学校教諭一種免許状	
本籍地	
氏名	
平成 年 月 日生	
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。	
記	
数学	
平成 年 月 日	神奈川県教育委員会 印
平 中 一 種 第 号	
根拠規定	免許法附則第二
基礎資格	学士の学位を有する
教育機関名等	青山学院大学理工学部物理・数理解学科
十二単位以上修得の分野名	*
卒業又は修了の年月日	平成 年 月 日
修得単位	教科に属する科目 教員に属する科目 修得した総単位の科目 教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目
	二〇単位以上 三二単位以上 八単位以上 八単位以上
資格認定試験	
証書番号 *	合格年月日 *
試験実施機関 *	
有効期間の満了の日	平成 年 月 日
備考	

全国都道府県教育委員会問い合わせ一覧

平成29年7月現在

都道府県名	代 表 課	郵便番号	所 在 地	電 話
北 海 道	総務課	060-8544	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111
青 森 県	教育政策課	030-8540	青森市新町2-3-1	017-734-9865
岩 手 県	教育企画室	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6108
宮 城 県	総務課	980-8423	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3611
秋 田 県	総務課	010-8580	秋田市山王3-1-1	018-860-5111
山 形 県	総務課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2906
福 島 県	教育総務課	960-8688	福島市杉妻町2-16	024-521-7759
新 潟 県	総務課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5584
茨 城 県	総務課	310-8588	水戸市笠原町978-6	029-301-5114
栃 木 県	総務課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3360
群 馬 県	総務課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-4526
埼 玉 県	総務課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6615
千 葉 県	教育総務課	260-8662	千葉市中央区市場町1-1	043-223-4004
東 京 都	総務課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6718
神奈川県	総務室	231-8509	横浜市中区日本大通33	045-210-8020
山 梨 県	総務課	400-8504	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1741
長 野 県	教育総務課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7421
静 岡 県	教育総務課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3102
富 山 県	教育企画課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3430
石 川 県	庶務課	920-8575	金沢市鞍月1-1	076-225-1811
福 井 県	教育振興課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0557
岐 阜 県	教育総務課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
愛 知 県	総務課	460-8534	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三 重 県	教育総務課	514-8570	津市広明町13	059-224-2946
滋 賀 県	教育総務課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4510
京 都 府	総務企画課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5751
大 阪 府	教育総務企画課	540-8571	大阪市中央区大手前二丁目	06-6944-6050
兵 庫 県	総務課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3736
奈 良 県	企画管理室	630-8502	奈良市登大路町30	0742-27-9816
和歌山県	総務課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3640
鳥 取 県	教育総務課	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7505
鳥 根 県	総務課	690-8502	松江市殿町1	0852-22-5403
岡 山 県	教育政策課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7569
広 島 県	総務課	730-8514	広島市中区基町9-42	082-513-4937
山 口 県	教育政策課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4510

都道府県名	代 表 課	郵便番号	所 在 地	電 話
徳 島 県	教育総務課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3115
香 川 県	総務課	760-8582	高松市天神前6-1香川県天神前分庁舎	087-832-3737
愛 媛 県	教育総務課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2920
高 知 県	教育政策課	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52	088-821-4731
福 岡 県	総務課	812-8575	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3857
佐 賀 県	企画・経営グループ	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7223
長 崎 県	総務課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-894-3312
熊 本 県	教育政策課	862-8609	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2672
大 分 県	教育改革・企画課	870-8503	大分市府内町3-10-1	097-536-1111
宮 崎 県	総務課	880-8502	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7234
鹿児島県	総務福利課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-5191
沖 縄 県	総務課	900-8571	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2705

全国都道府県教育委員会連合会ホームページより転載

都道府県私学協会一覧

平成28年12月現在

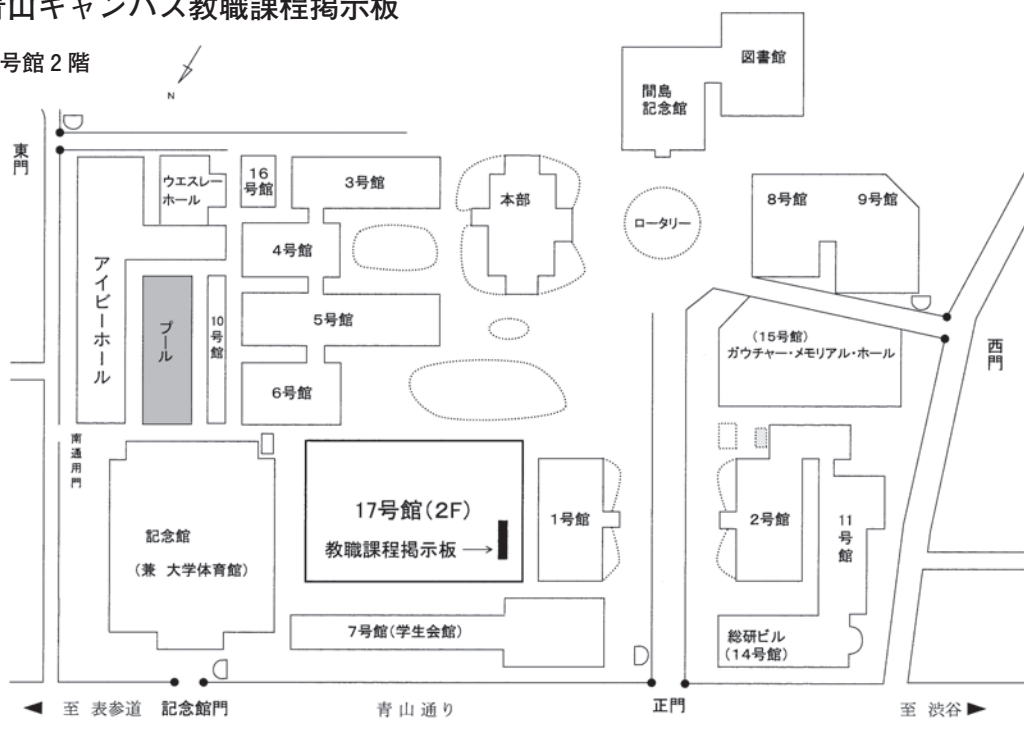
団 体 名	住 所	電話番号
北海道私立中学高等学校協会	〒060-0001 札幌市中央区北一条西6 札幌ガーデンパレス5階	011-241-6651
青森県私立中学高等学校長協会	〒030-0861 青森市長島2-10-4 ヤマウビル8階	017-735-3524
(一社)岩手県私学協会	〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館6階	019-626-7627
宮城県私立中学高等学校連合会	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス3階	022-299-7117
秋田県私立中学高等学校協会	〒014-0047 大仙市大曲須和町1-1-30 秋田修英高等学校内	0187-63-2622
山形県私立中学高等学校協会	〒990-0023 山形市松波4-6-11 山形県私学会館内	023-641-2323
福島県私立中学高等学校協会	〒960-8103 福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階	024-522-3252
新潟県私立中学高等学校協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町10-2 技術士センタービルⅠ-402	025-250-6377
茨城県私学協会	〒310-0911 水戸市見和1-356-2 茨城県水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
栃木県私立中学高等学校連合会	〒320-8525 宇都宮市一の沢1-1-41 作新学院高等学校内	028-648-1811
群馬県私立小・中・高等学校協会	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階私学センター内	027-255-6871
(一社)埼玉県私立中学高等学校協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-13-20 埼玉県私学教育研修会館内	048-863-2110
(一社)千葉県私立中学高等学校協会	〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル8階	043-241-7382
(一財)神奈川県私立中学高等学校協会	〒221-0833 横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館内	045-321-1901
(一財)東京私立中学高等学校協会	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階	03-3263-0541
富山県私立中学高等学校協会	〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館内	076-433-0027
石川県私立中学高等学校協会	〒920-0918 金沢市尾山町6-40 私学事業団「兼六荘」内	076-222-9920
福井県私立中学高等学校協会	〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井合同庁舎内	0776-27-3080
山梨県私立中学高等学校連合会	〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル6階	055-232-4422
長野県私立中学高等学校協会	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁内	026-235-3353
岐阜県私立中学高等学校協会	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館内	058-277-1141
静岡県私学協会	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館1階	054-254-8208
愛知県私学協会	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス4階	052-957-1390
三重県私学協会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重県私学青少年会館内	059-225-5171
滋賀県私立中学高等学校連合会	〒520-0044 大津市京町4-3-33 滋賀プレスビル 4 階	077-527-5366

団 体 名	住 所	電話番号
京都府私立中学高等学校連合会	〒600-8424 京都市下京区室町通高辻上ル山王町561 京都私学会館内	075-344-0385
大阪私立中学校高等学校連合会	〒534-0026 大阪市都島区綱島町6-20 大阪府私学会館内	06-6352-4761
兵庫県私立中学高等学校連合会	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館内	078-331-6621
奈良県私立中学高等学校連合会	〒630-8253 奈良市内侍原町6 奈良県林業会館内	0742-26-6309
和歌山県私立中学高等学校協会	〒640-0332 和歌山市冬野2066-1 智辯学園和歌山中学校高等学校内	073-479-2811
(一社)鳥取県私立学校協会中学高等学校部会	〒680-0055 鳥取市戎町505-1 鳥取県私学会館内	0857-29-4266
島根県私立中学高等学校連盟	〒690-0001 松江市東朝日町112	0852-23-5548
岡山県私学協会	〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20 岡山県開発公社ビル5階	086-224-7481
広島県私立中学高等学校協会	〒730-0051 広島市中区大手町4-5-7 広島県私学会館内	082-241-2805
山口県私立中学高等学校協会	〒753-0088 山口市中河原町2-14 山口県私学会館内	083-922-5256
徳島県私立中学高等学校連合会	〒770-8560 徳島市寺島本町東1-8 学校法人村崎学園内	088-622-0097
香川県私立中学高等学校連合会	〒760-0006 高松市亀岡町1-10 学校法人香川県明善学園内	087-834-7967
愛媛県私立中学高等学校連合会	〒790-8545 松山市祝谷町1-5-33 エスポワール愛媛文教会館内	089-913-0650
高知県私立中学高等学校連合会	〒780-0861 高知市升形9-50 フタバハイフラット1階	088-825-3363
福岡県私学協会	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス内	092-713-7281
佐賀県私立中学高等学校協会	〒849-0919 佐賀市兵庫北2-14-1 佐賀清和高等学校内	0952-37-9181
長崎県私立中学高等学校協会	〒850-0033 長崎市万才町6-35 三井生命長崎ビル3階	095-821-0211
熊本県私立中学高等学校協会	〒862-0976 熊本市中央区九品寺1-7-19 杉井ビル2階	096-372-5221
大分県私立中学高等学校協会	〒870-0022 大分市大手町1-1-13	097-536-3709
宮崎県私立中学高等学校協会	〒880-0867 宮崎市瀬頭2-5-2 スカイライト301	0985-29-5288
鹿児島県私立中学高等学校協会	〒890-0062 鹿児島市与次郎2-6-6-201号 アブローズ県庁前壱番館	099-812-8778
沖縄県私立中学高等学校協会	〒901-2215 宜野湾市真栄原3-16-1 学校法人カトリック沖縄学園内	098-897-3300

日本私立中学高等学校連合会ホームページより転載

青山キャンパス教職課程掲示板

17号館 2階



相模原キャンパス教職課程掲示板

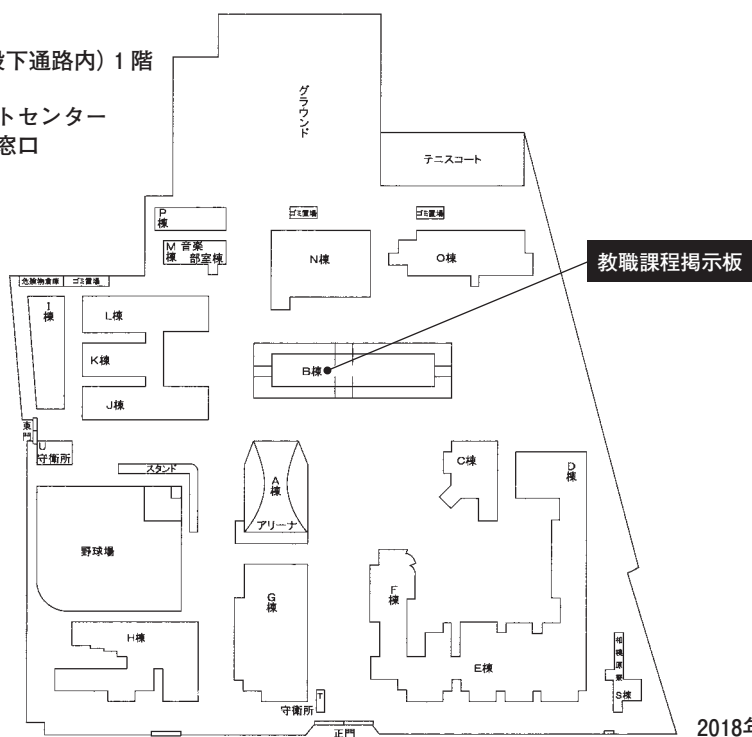
1・2年生

E棟とF棟の間(外階段下通路内) 1階

3・4年生

B棟1階学生センター

学務課内教職課程担当窓口



2018年4月現在

学校法人青山学院の園児・児童・生徒・学生、保護者・保証人の方々にかかわる個人情報の取扱い

1. 学校法人青山学院（以下「本法人」といいます。）の園児・児童・生徒・学生等（以下「生徒等」といいます。）の主な個人情報は、次のとおりです。
 - ① 生徒等本人の氏名・住所・電話番号・生年月日・出身校等
 - ② 保護者または保証人（以下「保護者等」といいます。）の氏名・住所・電話番号（自宅および緊急連絡先）・職業・本人との続柄・学費振替口座等
 - ③ 生徒等の学籍・成績・健康診断・在学中の活動履歴情報等

2. 上記1.の情報は、「学校法人青山学院個人情報保護に関する規則」に基づき、本法人が設置する学校（以下「設置学校」といいます。）及び設置学校の部局等において、生徒等の在籍管理、教育、生徒指導・支援等の業務ならびに当該業務に付随する生徒等・保護者等への連絡・通知など、教育に必要な範囲でのみ利用いたします。なお、利用する具体的な業務は次のとおりです。

- ① 入学時の学籍作成
- ② 学籍および教務管理
- ③ 課外活動、福利厚生、経済援助等、学生生活全般の支援
- ④ 進路・就職活動の支援
- ⑤ 学費の収納管理
- ⑥ 学内施設設備利用管理
- ⑦ 寄付金等の募集案内
- ⑧ 生徒等および保護者等への事務連絡通知
- ⑨ その他各設置学校独自の利用目的

なお、本法人が入手した個人情報の一部は、各設置学校の後援会と共同で利用いたします。詳細については、別途お知らせいたします。

3. 上記2.の業務を行う際には、本法人が入手した個人情報の漏洩、流出、不正使用等が生じないよう必要な措置を講じます。また、個人情報を取り扱う業務を学外に委託するときは、委託先業者との間で契約を交わし、委託先に必要かつ適切な管理を義務付けます。
4. 各設置学校卒業者の個人情報は、青山学院校友会に対し、当該組織の活動に必要な範囲で提供します。また、青山学院が100%出資しております株式会社アイビー・シー・エス（株式会社青学サービスより名称変更）に、各種ご案内発送等のため必要な情報を提供することがあります。
5. 本法人は、上記2～4のほかには、特にご承諾いただいた場合を除いて個人情報を利用しまたは第三者に提供しません。
ただし、「個人情報の保護に関する法律」により第三者提供が認められている場合は、この限りではありません。
6. 青山学院大学および青山学院女子短期大学は学生への教育・指導をより適切に行うために、保証人の皆様にご理解とご協力をお願いしております。したがって、教育的配慮の必要性から保証人に対して学業成績等の開示や修業、履修状況等について相談を行っています。特別な事情により保証人に学業成績等の開示等を行うことに不都合がある場合は、大学においては、学務部教務課（青山キャンパス）または相模原事務部学務課（相模原キャンパス）に、女子短期大学においては、事務部教務課にご連絡ください。
※青山学院における個人情報保護への取り組みについては青山学院ホームページ

http://www.aoyamagakuin.jp/info_protection/index.html を参照ください。

青山学院教育方針

青山学院の教育は
キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、
神の前に真実に生き
真理を謙虚に追求し
愛と奉仕の精神をもって
すべての人と社会とに対する責任を
進んで果たす人間の形成を目的とする。

THE EDUCATIONAL POLICY OF AOYAMA GAKUIN

Aoyama Gakuin has as its aim
education based upon the Christian faith
and as its purpose the building up of persons
who live in sincerity before God,
who seek for truth with humility,
and who actively take responsibility for all people
and for society in a spirit of love and service.

青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、
神と人にとしえ社会に貢献する
「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。
本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって
自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。
それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。
本学のすべての教員、職員、学生は、
相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、
おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

○教職課程関係掲示板

相模原キャンパス……………学務課教職課程掲示板（B棟1F）

青山キャンパス……………17号館2F

○教職課程関係問合せ先

学務部教職課程課……………青山キャンパス17号館2F

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

TEL 03-3409-9634

学務課教職課程担当……………相模原キャンパスB棟1F

〒252-5258 神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1

TEL 042-759-6032